

議事日程第2号

令和6年9月11日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 鈴 木 篤 志	2番 広 川 大 介
3番 山 田 徹	5番 可 児 さとみ	6番 鈴 木 秀 和
7番 清 水 亮 太	8番 奥 村 悟	9番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	副 町 長 筒 井 幹 次
教 育 長 奥 村 恒 也	総 務 部 長 各 務 元 規
企 画 部 長 田 中 克 典	民 生 部 長 中 村 治 彦
建 設 部 長 早 川 均	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 高 木 雅 春
総 務 課 長 土 谷 浩 輝	企 画 課 長 山 田 敏 寛
まちづくり課長 荻 曾 弘 太 郎	税 務 課 長 丸 山 浩 史
住民環境課長 金 子 文 仁	保 険 長 寿 課 長 大 久 保 嘉 博
福祉子ども課長 古 川 孝	農 林 課 長 渡 辺 一 直
上下水道課長 可 児 英 治	建 設 課 長 石 原 昭 治
亜炭鉱廃坑 対策室長 木 村 公 彦	会 計 管 理 者 塚 本 政 文
生涯学習課長 日 比 野 克 彦	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日 比 野 浩 士	議 会 事 務 局 書 記 井 戸 芳 枝
------------------	-----------------------

開議の宣告

議長（大沢まり子さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

なお、本日の会議はインターネット配信用にビデオカメラによる撮影を行います。撮影の都合上、一般質問の間、3番 山田徹さんの議席を後列右端の位置に変更していますので御了承
ください。

また、岐阜新聞社様、ジャーナリストの井澤宏明様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 可児さとみさん、6番 鈴木秀和さんの2名を指名します。

一般質問

議長（大沢まり子さん）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

それでは、6番 鈴木秀和さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

6番（鈴木秀和さん）

それではよろしくお願いいたします。

質問は4点です。

消防署移転問題と名鉄広見線の検討状況について、その後、リニアと新庁舎について質問
します。

まずは消防署移転問題です。

可茂消防のほうで21号バイパス沿いの用地選定経緯の確認と亜炭鉱跡の空洞対策等について、

再検討を要するとして移転の検討が停止していましたが、今年2月に再開が決定されたとして、今後の予定について町より説明を受けました。そのスケジュール表によると今年7月から亜炭鉱空洞の充填調査を行い、その後、調査結果に基づく充填設計を行うとのことでした。

先般7月11日ですが、近くを通りかかった際、当該地でボーリング調査を行っているのを確認しました。予定どおり着手された様子ですが、町として把握されている進捗状況について説明をお願いします。

1 問目は以上です。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

おはようございます。

それでは、鈴木秀和議員からいただきました消防署移転の進捗状況についてと題され、現在町が把握する進捗状況について説明をとの御依頼について述べさせていただきます。

現在発注している業務は、令和6年度可茂消防事務組合御嵩分署亜炭鉱廃坑調査・設計業務委託で、本委託事業は本年5月に発注・契約をし、準備工を経て、予定どおり7月に地質調査を実施いたしました。

今回、地質調査を実施したのは2地点です。同調査による亜炭層やその空洞の有無について御説明をします。

消防署移転用地の南側、21号バイパス沿いの西側地点ではG L（グラウンドレベル）、地表面から地中を見てマイナス24.9メートルの位置から約7.3メートルにわたる亜炭層があり、その内に1.4メートルの空洞が確認されました。また、同じく21号バイパス沿いの東側地点ではG Lマイナス29.2メートルの位置から約3.3メートルにわたる亜炭層があり、その内に1.6メートルの空洞が確認されました。この調査結果については、町総務部及び可茂消防事務組合と情報共有をしております。

現在の作業工程については地質、地層の解析調査を行っているところです。消防署移転用地において過去に実施した地質調査2地点を合わせて計4地点の地質調査結果から、亜炭層を含む地質、地層の状況をコンター図、地層の等高線図でございますが、それに表すなどの作業を行っています。これまでの工程については順調に進んでいるものと認識をしております。

今後の作業工程につきましては、解析調査を経ましたら充填工事が発注できるよう、設計業務に取りかかります。設計業務において積算された事業費においては次年度予算に計上する予定でありますので、次年度の予算編成期に間に合うよう、業務進捗を確認していきたいと考えております。

以上で私からの説明とさせていただきます。

[6 番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

6 番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

丁寧な説明ありがとうございました。

これから約4年間続く事業でございますので、進捗等について適時適切に、またお話をお聞かせいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

2つ目に入ります。名鉄広見線の件です。

令和7年度までは現状の7,000万円の支援金による運行継続ですが、その後の令和8年度以降の対応に向けた勉強会を令和5年4月に立ち上げられました。勉強会での検討を進めるため、まずは徹底的な現状分析、調査事業が必要であり、御嵩町がその支出を行うとの判断で令和5年度に計上した名鉄広見線収支改善提案事業予算634万円について、勉強会で必要な現状分析・調査を委託する事業に資金用途を変更されました。加えて、その後の対策事業検討予算として、令和6年、令和7年に853万円ずつ、合計1,706万円の債務負担行為が計上されています。

まず、この令和5年度に実施済みの現状分析・調査の委託事業について、その進捗状況の説明をお願いします。

次に、令和6年2月の名鉄活性化協議会資料によると、支援金を開始した平成22年の新可児一御嵩間の利用者数は約100万人弱、令和4年はコロナの影響も大きく77万人と、23万人減少しています。一方、名鉄の資料によれば、令和4年度の区間収支は収入が6,500万円、支出が2億5,700万円、1億9,200万円の赤字です。77万人の利用者数で収入が6,500万円なので、1億9,200万円の赤字解消には単純に言えば今の3倍、約230万人もの利用者数の積上げが必要となります。到底無理な話だと思います。

さて、どのような数字を目標に、令和6年度、令和7年度と検討を進められるのでしょうか。支援金開始時の平成22年の100万人なのか、それとも少しでも赤字解消に貢献できる数字なのでしょうか。目標がなければ計画も立てられません、名鉄の運行継続を前提にした交渉が可能な数字をどこに置かれているのでしょうか。利用者数についての目標値の考えと、それに向け令和6年、令和7年度にどのような検討を進められるのか、御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（大沢まり子さん）

企画部長 田中克典さん。

企画部長（田中克典さん）

それでは、御質問にお答えする前に、改めて名鉄広見線新可児駅から御嵩駅間の線区運営継続の協議の経緯についてお伝えいたします。

まず、御存じのとおり、当該線区は利用者数の減少による収入の減少を発端とした存廃の問題を抱えている路線でございます。これまでに運行事業者である名古屋鉄道から企業単独での路線維持は困難であるとの申出を受け、平成22年度から毎年御嵩町が7,000万円、可児市が3,000万円、計1億円を運営支援金として名鉄へ補助することを条件に、これまで運営を継続してまいりました。運営支援金による運営継続の傍ら、利用促進による収入の増加や名鉄広見線を活用した地域活性化のため、名鉄広見線活性化協議会の各種活動などを精力的に進めておりましたが、令和3年度に再び名鉄から、協議会発足時に比べて利用者数が減少していることに加え、コロナ禍の影響による著しい利用者数の減少や、新常态の定着により今後の輸送需要はコロナ禍前まで戻らない見込みであること、設備の老朽化が進んでおり、今後安全運転を維持するためには設備投資が必要な状況にあることから、従前の条件での運営に関する協定締結は考えないとの意思表示が示されました。この意思表示を踏まえ、御嵩町、可児市及び八百津町の沿線3市町と名鉄とが交渉してきた結果、令和5年度から令和7年度までの3年間は従前と同じ条件で運営継続することとなりましたが、この運営を継続する期間中を当該線区の将来像を検討する期間と位置づけ、沿線3市町と名鉄に国と県を交えた会議体を設置することが条件と名鉄から要望されました。

この背景には、全国的にも存続が困難である危機的な鉄道路線について、国土交通省が所管する検討会からの報告も踏まえ、鉄道事業者と沿線自治体による線区の将来についての協議に国としても積極的に関与していく方針が打ち出されたことも影響しております。名鉄から提示された条件と国の方針を踏まえ、沿線3市町と名鉄は、令和5年2月に協定書と合意書を締結し、同年4月から令和8年度以降の当該線区の今後の在り方について、調査、分析、評価、その他検討を行う勉強会を国と県も構成員に加えた形で行っております。

それでは1点目、令和5年度実施の現状分析調査事業の結果についてお答えいたします。

さきの勉強会において、当該線区の在り方を協議するために必要な基礎的データを取得するとともに今後の在り方を検討するため、クロスセクター効果と呼ばれるこの線区を廃止した場合に追加的に必要となる分野別代替費用と、運行に対する行政負担の財政支出を比較することにより線区運営の多面的な効果を定量的に可視化する調査分析を実施することとなりました。

そのため、令和5年度は基礎的データの取得として、大きく4つの調査分析を業務委託により行いました。1つ目は沿線の高校生及びその保護者の意識調査、2つ目は通学定期券利用状況調査、3つ目は沿線3市町の住民意識調査、4つ目は実際の利用者に対する利用状況調査でございます。当該業務については令和6年3月に完了し、調査結果は今年度の調査等に活用す

ることとしております。また、勉強会ではこのほか、名鉄から提供いただきました当該線区の輸送人員や輸送密度の推移、区間収支、将来的に必要となる設備投資のデータ等を構成員で共有し、これらの調査結果やデータを踏まえつつ令和6年度中に実施するクロスセクター効果分析の結果などと併せて、今後の在り方について構成員と議論していくこととしております。

続いて2点目、利用者数の目標値の考えと令和6年度、令和7年度の実施計画についてです。

まず、本町としては、鉄道という大量輸送性、速達性、定時性を備え、東濃高校、東濃実業高校の町内2つの高校生の通学手段の確保とそれに伴う管内高校の維持存続という面や、名古屋都市圏との通勤・通学や観光における相互のアクセスを担う名鉄広見線の存在は、地域一帯の交通形態を維持していくことや当町の持続可能性の面からも重要であると認識し、鉄道として運営を継続するためには一定程度の公費負担もやむを得ないと判断し、これまで支援を続けてまいりました。一方で、名鉄広見線の存廃については沿線3市町が関わる問題であり、本町の意向だけでなく、それぞれの考え、主張、利害が絡み合う問題でもあります。存廃の問題が表面化して以降、活性化協議会や住民団体などが行ってきた利用促進活動は、利用者の維持増加につなげ、線区の運営収支改善のため、引き続き必要な取組であると言えます。

一方で、運営における支出に関するものとして、これまでは運営継続が3年間ごとという短期的な協定に基づくものであったことから、設備投資は必要最小限の維持修繕にとどまっておりました。将来にわたり鉄道として安全な運行を続けていくためには各種設備等への投資的かつ長期的な維持管理に伴う支出負担への対応も必要不可欠な視点であることから、勉強会では収入の面だけでなく、支出負担の面も含め、多面的に議論しているところでございます。当該線区の将来的な運営と、地域にとって適切な公共交通の在り方を検証できるよう、全国の先行事例を参照しながら比較検討し、今後の運営に係る費用やメリット・デメリットを明らかにしてまいります。そして、名鉄広見線の令和8年度以降の在り方については、沿線3市町と名鉄がこの勉強会における議論・評価を踏まえ、令和7年度中に結論づけることになっております。

〔6番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

ありがとうございました。

既に令和6年ということで、勉強会の期間としても残り1年半ぐらいになってきました。正直言って、すごく難しい問題であるというのは認識しております。ですから、細かい話は特にないんですが、引き続きよろしく願いしますということで、この質問を終わりたいと思います。

それでは3点目、参ります。リニアの問題です。

リニア審議会の答申を受け、5月10日に町としての基本方針を発表され、5月14日にJR東海との協議を開始したところ、瑞浪市大湫町でトンネル工事を原因とした井戸の水がれ問題が発生し、5月16日から交渉を一時停止した状況になっております。この瑞浪大湫の水がれ問題について、7月14日の中日新聞の見出しですが、その見出しは、費用多大で詳しい調査考えず、工事を止めて収まるわけではない、工事を優先、環境を軽視というものでした。フォーラムでの対応その他JR東海に関する各種情報などから、JR東海の姿勢を言い当てるように感じましたが、この見出しについて町長はどのように思われましたか。

その後、本件への対応のため岐阜県の環境影響評価審査会がこれまでに5回開催され、対策協議が行われています。町の担当者の方も傍聴に行かれていますので内容は承知されていると思いますが、ようやく審査委員とJR東海の協議がかみ合ってきたような感じで見ております。すなわちJR東海の対応は新聞の見出しのとおりで、自ら対応するのではなく、審査会で審査委員が追及して初めて対応するスタンスであることがよく分かります。

8月9日に古田知事が次の知事選に出ないことを表明されました。その新聞記事にあった瑞浪市長のコメントを紹介します。古田知事が一貫して言われたのは、住民の声をよく聞いて、JRに厳しいことを言っていし、言いなさいだったとのこと。ぜひこの姿勢で交渉をお願いしたいと思います。

まず、残土問題について、JR東海との交渉を再開する条件について、町長のお考えをお聞かせください。

次に、水がれ問題と残土問題、2つに分けて質問します。

まずは水がれ問題です。今回の水がれ問題は水源である井戸水がかれ、生活用水、農業用水に影響を与え、まさに生活に直結する環境問題です。御嵩町におけるリニアトンネル工事においてもあり得ないことではありません。事前の調査、現場確認がまずは必要と思いますが、町としての事前確認への対応状況を教えてください。なお、その調査には重要湿地の事前調査も含まれていますか、湿地の件は生活環境に直結する問題ではないということで置き去りにされているということはないでしょうか、ここで確認をしておきたいと思えます。

さらに、JR東海に対し事前の調査、発生予測の検討を要請されると思いますが、どんな内容を考えておられるのか教えてください。水がれ問題を起こさないのが重要であることは言うまでもありませんが、万一発生した場合の対応についてです。起きてからでなく、事前に想定しておく必要があると思えます。最終的には、生活環境への影響を解消する対策、具体的には新たな水源の確保、水道などの別の供給源確保などが検討されると思えます。しかし、その補償期間が30年と言われています。公共事業の補償期間に準ずるとのことですが、先祖代々、長

きにわたり確保されてきた水源について、今後は30年しか補償しませんということです。この30年補償という期間についての考えをお聞かせください。先ほど申し上げたとおり、湿地に水がれが起きても生活そのものに直結しないということで、湿地の水がれは重要湿地といえども補償対象にならないのか、それとも当然に対象となるのか、その点についても見解をお聞かせください。

瑞浪大湊の日の湧水量は1,500から2,000トン、25メートルプール四、五杯分相当です。多治見の大針工区では瑞浪の2倍、1日4,000トンに近い湧水が発生しています。ただし、こちらは具体的な環境への影響は出ていません。水がれの問題は地盤の状況等によるもので、そのメカニズムは簡単でないことは審査会のやり取りなどを聞いて感じております。何となく断層が水がれの大きな要因になり得るということも理解できます。

当該地には次月断層があります。リニアトンネルはその断層を横切っていくように見えます。

この湧水、水がれの問題は仮定の話ということではなく、起こり得るという前提での検討、対応をお願いしたいと思います。また、町による事前の調査報告、JR東海の調査検証結果等を含め、適時適切に情報を開示していただくよう併せてお願いします。

次に、残土問題です。

こちらは交渉を開始した途端に停止という状況になっており、瑞浪の水がれ問題がはっきりしないと再開はないものと思っております。

リニアは、大きな目で見れば超電導という新しい技術の実用化、新幹線交通網の二重化などメリットは多くあると思いますが、御嵩町という狭い範囲で見れば、リニアはほぼトンネル内を通過するだけの存在で、残土、水がれなど問題事を発生する厄介者でメリットは全くないと思います。前町長も、ゴルフ場開発の頓挫で町有地となった部分に残土の活用で工業団地ができないか、あるいはリニア残土を活用して亜炭鉱跡空洞の充填ができないかなどを模索されましたが、JR東海は対応できず、結局御嵩町にとってメリットはないという発言に至りました。

JR東海との交渉に当たり、例えば環境保全に対する金銭面の協力、残土置場使用料の徴収などメリットを追求すべきと思った時期もありましたが、これまでの経緯などを見るとメリット追求でなく、デメリットを極力減らす交渉をすべきと思っています。具体的には、少なくともJR東海の所有地である候補地A以外は残土を受け入れる必要はないと思います。

瑞浪より名古屋方面に向かって御嵩町以外、瑞浪、可児、多治見、春日井において、要対策土は当然ながら健全土の残土置場もありません。砂利を取った跡地、陶土を取った跡地など民間の処分場に埋め戻し材として持ち込み、処理しています。単なる処分だけでなく発生土を有効利用しています。御嵩町もJRに対し、他市と同じようにしていただきと言えれば済む話ではないでしょうか。御嵩町に与える被害を最小限に、すなわち住民に極力迷惑をかけないように工事

をしてリニアが通過してくれればいい、騒ぎを起こさないでくれというのが町民の本音のように感じていますが、町長はどのように思われますか。

以上、リニアの質問です。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

おはようございます。

いただいた質問のうち、大きく1つ目、瑞浪市大湫町で発生いたしました地下水位の低下事案への対応についてお答えをいたします。

まずお答えするに当たりまして、初めに、本町のスタンスを明らかにしておきたいと思えます。本町は、国家事業を担うJR東海によるリニア建設の早期開通を要望するだけでなく、推進していく立場でございます。したがって、本町はJR東海に対して言うべきことは言う、必要な対峙はすれども、決して対決する立場ではございません。その意味で、今回発生いたしました瑞浪市における地下水位の低下事案は、私は明らかにJR東海と対峙が必要な局面であると考え、行動させていただきました。すなわち、JR東海に対する置場計画の協議の一時停止の申入れは、JR東海から事案の詳細な説明がなく、原因の究明と対策の妥当性の検証がなく、喫緊の報告なく進んでいたと思われると判断したものでございます。水の問題は住民の平穏な生活環境に与える影響が大きく、その部分に支障が生じたわけでございますので、そこはしっかり対応していただきたいと、その思いで申入れを行いました。

JR東海によるその後の県や瑞浪市への報告、県環境影響評価審査会、地盤委員会における審議の状況は注視しておりますが、JR東海の姿勢に対する評価につきましてはこのたびの直接の当事者の立場にないため、控えさせていただきます。ただ、いずれにいたしましても、自社の方針を貫くだけでなく、住民の声や地元が求めることに真摯に耳を傾けていただかないとなかなか解決に向けた理解は深まらないのではないかとこのように思っております。

協議の一時停止の再開につきましてでございますが、もう少し事案の推移や県審査会における議論の行方を見定める必要があるのではないかと考えております。とはいえ、県審査会ではこれまでに5回の議論を経て、今回の事案の詳細はある程度判明し、事案発生時に必要な喫緊の報告体制は、JR東海から県と沿線市町に同時に報告される連絡網が整備されるなど、情報の共有が図られてきました。原因の究明や対策の妥当性に係る検証につきましてはこれから明らかになる部分もあると思っておりますので、引き続き注視してまいります。県審査会の委員からは、議論の中で度々、事前のデータに基づく科学的推定の根拠が上げられております。今後、本町がJR東海に対し対応を求めていく際にも事前のデータが必要となる場合が当然あると思

いますので、そのための協議や伝達は必要なことと捉えております。

続いて、地下水位の低下事案を受けた本町の事前調査の対応状況等についてお答えをいたします。

J R東海は、本町工区付近における水資源の利用状況の把握とモニタリング地点による水位等調査を過去に実施しており、その把握結果は前回の議会で企画部長が答弁したとおりでございます。今回、この把握に加えた本町独自の対応として、8月にかけて美佐野自治会と次月自治会の皆様及び工業団地の事業所を対象に利用状況の把握調査を実施いたしました。皆様からの報告で把握できました地下水等の利用状況は、その位置や利用の実態なども踏まえて調査地点の箇所を選定し、井戸等の地下水位、水量の調査を令和7年度にしまいにしたいと考え、現在検討を進めているところでございます。

なお、重要湿地についての確認がございましたが、J R東海による水位等調査には当地の沢地点のモニタリングが含まれ、その結果は比較し得るデータとして積み重ねられております。

また、トンネル工事の着手までに行われる動植物の調査や工事の着手後に行われるモニタリングでは、環境影響評価の中で工事の前後を比較できる形で行われるものになると思っております。

さらに、県審査会の委員からは、大湫町の湿地への影響確認について、湿地の機能や状態を把握する上で水位の確認のみで十分であるかや、現在のモニタリング対象の湿地以外に周辺湿地への影響もモニタリングの対象とするよう意見されております。大湫町の盆地と本町美佐野の山林には違いがあるため一概に言えないと思っておりますが、必要に応じてこの意見は取り入れていきたいと考えております。

続いて、万一、地下水位の低下事案が発生した場合の30年の補償期間に対する考え方について御質問いただきましたが、この補償の考え方は、本町その他自治体が適用し利用する、公共工事による施工に起因する事業損失の損害補償に準じたものであり、井戸等の生活用水やため池等の農業用水などの利用や使用の権利、あるいは財産上の損失に対し、適正な補償を受けていただくためのものがございます。補償は、事務処理要領に基づく各基準に即して算出され、年数や金額にも一定の根拠を持ったものと言えるため、この考えに準じた補償であれば合理性がある考え方との認識でございます。しかしながら、今回J R東海が設置しようとする代替水源としての井戸掘削や給水槽への管の引込みなど、将来も見据えた代替策を考える余地があるのではないかと考えております。

なお、湿地に対する補償の考え方についてですが、仮に事案が発生したとしても損害の対象が不明確であるため、事業損失と位置づけることは困難と考えます。町有地を管理する本町にとりまして、当該湿地の利用や使用の権利あるいは財産上の損害が金銭的に直接算定され得る

形で生じたのであれば、その補償の負担を求めていくこととなると思いますが、そうでなければ環境の復旧を協議していくということになるものと考えております。

今回、隣市で地下水位の低下という予想外の出来事が発生いたしました。大湫町で起きたことは本町で起きないわけではありませんので、先んじて常に事態を想像し、検討しておくことが必要と考えております。

そこで、まずは事案を発生させないための対策が重要になってまいります。

県審査会の議論によりますと、現在までのところ、地下水位の低下のおそれが想定される場所では、事前に観測井を増やすモニタリングの増設や、ボーリングコア、電気探査等による地質や地下水の分布把握といった意見や、水平ボーリングによる地質や地下水の先行確認といった提示がなされたとの認識でございます。

次に、あつてはなりません事案の発生したときの対策としては、トンネル内湧水量の推移データの採取や即時の工事中断、根拠ある科学的推定による原因究明と湧水量を減らす対策、地元に対する即時かつ確実な説明とともに、応急対策は必要とはいえ、拙速ではなく住民の意見を尊重した安定的な水源確保といった意見がなされたとの認識をしております。

この2つの対策は、今後の県審査会における判断も踏まえ、本町として必要なところはしっかりと整理、想定しておきたいと思っておりますし、J R 東海に対応を求めることや町民の皆様を知っていただきたいことについては、適宜適切にお知らせをしております。

最後に大きく2つ目、発生土置場計画の協議方針についてお答えをいたします。

本町の置場計画に対するJ R 東海との協議に臨む方針等につきましては、既に説明会等で具体的な項目をお示ししており、その実現に向けて協議交渉していくのが私の立場でございます。

御承知のとおり、県内のリニアトンネル工事は順次契約・着工が進んでおり、これから掘削工事が本格化してこれば、各地至るところで同時に発生土が生じることになると思われれます。もちろん、答申や方針に沿い、安全性をしっかりと確保し、住民の皆様や自然環境等への影響をできるだけ小さくするための協議交渉を進めたいと考えておりますが、沿線自治体では基本的に当地の発生土を受け入れながら進めているのが実情でございます。したがって、本町のメリット、デメリット追求だけの協議交渉ではなかなか解決が難しいと思っておりますので、複合的な視点を持ちながら協議に臨んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[6 番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

6 番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

ありがとうございます。

今、ちょっと一時中断しているということでこれからの話にはなってくるんですが、今の御回答の中で2つだけ確認したいんですが、1つが湿地ですね。重要湿地ということで、一番はとにかく水がれを起こさないようにしてもらえれば一番いいと思う。ただし、起きたときに、さっき町長の説明だと確かに金銭的換算ができないということで、復活させるとかそういう交渉になりますよということだったので、できればやっぱり起こさせないというところを重視して対応していただきたいなと思います。

瑞浪のトンネルの工事計画書を読みますと150メートルぐらいのところをトンネルが通過するので、20メートルとか30メートルの井戸には影響を与えませんと明確に書いてあるんですよ。それでもやっぱり起きたということですので、事前調査の不足というのは否めないと思います。東京から名古屋まで、すごく長い距離なのでそんなに細かくやれというのも難しい話なんですけど、結局事故が起きれば大湫のように物すごい細かい調査をしているわけですよね。ですから、そこまでいかないにしても、やはり事前調査を十分にしてくださいというお願いをしていただきたいというのが1点。

それからもう一つ、先ほど受入れを前提に、残土ですね、交渉するという話がありましたが、これは前からいろんな方が言っているんですけど、JR東海はあくまで残土を置きたいというお願いをしているのであって、法的に置かなければいけないとかそういうものは一切ないんですよ。それはもう何回も言っていますので多分町長も御存じだと思うんですが、そのところというのはどうなのでしょう。やはり皆さんの気持ちからすると、受け入れる必要はないよね、何で受け入れるのというのが一番腹に入っていない。そのところだけはちょっと御回答をいただきたいなというふうに思います。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの件、お答えをいたしたいと思います。

まず湿地の関係でございますけれども、議員御指摘のとおり、水がれを起こさないということとはもう大前提でございますので、補償の話等はもろもろ申しましたけれども、まずは起こさないようにしなければならないということ。それで、最善の努力でもってその部分を防止できるのであれば対策はしっかりやっつけていかなければならないというふうに認識をしております。

瑞浪でそのような状況の中で今事案が発生しておりますので、その対応、あるいは県の審査会の検証等を含めて、その内容についてしっかり精査をしながら、この御嵩地内で案件が発生しないということを前提に、そのような対策を今後しっかりしていくとともに協議のほうを進めていきたいというふうに思っております。

2つ目、発生土の関係、受入れを前提にということで、受け入れる必要はないのではないかというようなことをございますけれども、もともとJR等との計画により、既に事業が進んでおる状態をございますけれども、もともとの計画、発生土の有効活用というの、先ほどメリット等の話もございましたけれども、そういったことも含めて今、事案は進んでいるところをございます。町といたしましても、その計画に基づきながら進めてはいきますけれども、何が協議案件になり、そして、例えば自然の保護であったり多様性の話もございますので、そういったことを保護しつつ、どの程度その盛土の範囲であるとかそういったことを考えていくのか、JRと、それはまさに交渉の中で議論していくこととなつてまいりと思いますので、その点をしっかり把握しながら、前提となっている部分、答申でいただいた部分の内容などをしっかり把握しながら協議のほうを進めていきたいというふうに思っております。

[6番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

ありがとうございます。重要湿地についてはおっしゃるとおりで、まず起こさないということです。

それから残土の受入れについて、交渉ですが、御嵩町のスタンスとして説明会などでもありました、少なくとも候補地Bには受け入れない、重要湿地を守った町長になるのか壊した町長になるのか、そこがちょうど瀬戸際ですというお話もありました。ぜひその辺は念頭に置いて交渉をお願いしたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に参ります。

新庁舎問題です。

新庁舎問題について第三者検証委員会は、全く問題なしとは言わないが、手続として違法になるような問題はない、適切なプロセスであったとの評価でした。その後、検証委員会報告書の町民説明会を行い、報告書の内容を町民に周知され、新庁舎問題を前に進めるため、町長ほか執行部と議会で懇談会を立ち上げ、この6月、7月で5回開催し、延べ20時間以上集中的に協議してまいりました。意見の対立はあったものの、協議して最終的に方針を定めたものですのでこの方針を了とし、協力し進めていくつもりです。もちろん細かな部分の詰めは残っていますので、指摘すべき点、意見すべき点は引き続き申し上げてまいります。

今回の新庁舎計画において、何が原因で庁舎移転関係、農地転用の申請を取り下げ、見直す事態となったのかという点です。私が思うには、それは総事業費が令和4年の住民懇談会で突然に78億円と公表されたことが最大の原因であると思っています。御嵩町の令和4年度の一般

会計予算は108億円、亜炭鉱対策補助金32.5億円を除くと75.5億円です。つまり庁舎建設の総事業費が一般会計予算と同額、やっぱりこれは理屈抜きでお金のかけ過ぎと思われたことにあると思っています。確かに、庁舎の建物だけの金額は20億円余りと当初の計画から大きな変更はなく、他市町村の事例と比較しても妥当な数字であるとは思いますが、では、庁舎建設費を除く52.4億円は一体何なのか、その辺りの要因について町長はどのように整理されていますか。

今回、町長はこれまでの計画をそのまま進めることはしない、そして事業費縮減を徹底的に図る、この2点を主に懇談会を進めてこられました。そもそも見直しとなった主要因である総事業費縮減を徹底的に図ることは必須であり大賛成ですし、確実にやる必要があると思います。ホールを休止するという大きな判断をされ、ホール建設費12.5億円の削減、その他木造構造を見直すなど、コスト削減の積上げを図っています。

さらなる削減のためには、第三者委員会報告書説明会で町民の方からも指摘のあったとおり、この計画は軍艦づくりである、下ばかりにお金がかかって上物にお金が回らない。つまり、下の部分、造成関係費用と盛土材料関係の徹底的な見直しが必要だと思います。懇談会でも何点かの削減案は出ていますが、この事業費縮減を徹底的に図っていく具体案、町長の思いについてお聞かせください。

先日、この7月に完成した本巢市の市役所を見てまいりました。御嵩町の庁舎より一回り大きいです。田んぼを埋め立てて敷地は約3ヘクタール、庁舎は鉄骨造3階建て、延べ約7,800平米、建物は約50億円、総事業費は79億円と言われています。本巢市の人口は3万4,000人、予算規模は209億円、御嵩町の倍ぐらいのイメージです。庁舎内は真ん中の広めの通路を挟んで、左右に窓口がある開放的な空間でした。その他特別な機能は見当たらず、椅子とテーブルが置かれた市民スペースがある程度で華美な内装もなく機能を重視した建物と感じました。参考になると思います。本巢市の新庁舎を見て、新しい建物はいいなど、これは素直に思いました。

最後はちょっと個人的な感想になりましたが、新庁舎計画について、適時適切な情報開示、丁寧な説明をもって今後も進めていきたいと思っています。以上です。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

御質問の4項目め、新庁舎問題についてお答えをいたします。

いただいた御質問は大きく2点かと思います。

1点目は、総事業費が突然78億円と公表されたことが町民に疑念を持たれた要因であり、どのように整理しているのか。2点目は、今後事業費縮減を徹底的に図っていく具体案とその思

いについてでございます。

まず1点目でございますが、事業費の推移と妥当性については、さきに行われました第三者検証委員会において、事業の各段階での算出と説明の実績、総事業費の増大とその説明について調査、検証がなされております。調査報告書では、町は事業進展の各時点において明らかになった事業費を盛り込みつつ概算事業費として公表、その後、必要な総事業費の説明を実施していたものと事業認定され、このプロセスは評価できるとされております。

行政の考え方として、事業の規模感はなるべく早く町民の皆様にお伝えしたいという思いはあるものの、根拠を持たない数字が独り歩きすることへの懸念は、私もこれまでの経験からよく理解をしております。一方、段階別にお示しすることができなかった理由を町民の皆様にご伝え切れなかった点については、善処の余地があるというふうにも考えております。

町民説明会を通じて新庁舎等整備事業の大きな方向性を示させていただきましたが、今回、規模感として当初の78億円に対し、61億円を超えない額を意識し削減に取り組んでいくことをお伝えいたしました。町民の皆様が疑念を持たれることのないよう、透明性を確保し、進捗ごとの丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目でございます。

先般、新庁舎等整備事業の今後の方針に関する町民説明会を町内3会場で開催し、事業費に関しては徹底的かつ確実に縮減を図っていく旨、お伝えをさせていただきました。具体的には町民ホールの建設休止により約12.5億円、庁舎の構造や外構工事の見直しにより約7.8億円の削減ができるのではないかと見込んでおります。その上で、議員御指摘のとおり、造成費や盛土購入費についても重要な縮減項目の一つであると認識をしております。土地の造成に関しては、今回、駐車場と調整池を兼用し、自然流下により可児川へ排水できるよう再設計することにより、盛土量の減少と造成工事費の削減が図れると考えております。また、盛土購入費に関してはさらに大きな削減要素であり、今後、他の工事現場などで発生する建設発生土を無償もしくは安価に確保できるよう関係機関との協議交渉を行い、事業費の低廉化を目指してまいります。なお、昨今では建設物価は高止まりの状況にあり、建設従事者の減少や働き方改革の影響も受け、労務単価の上昇も続いております。将来の物価高騰については誰も予測できませんが、縮減の工夫を積み重ねることが必要であるとと考えております。

一方、庁舎は町民の安全安心を守る防災中枢拠点としての機能や、よりよい町民サービスを提供する場のための施設でもございます。庁舎整備の目的と手段を取り違えてはならず、真に必要なものや機能・設備についてはしっかりと備えた、簡素で質実剛健な庁舎を目指してまいります。備えるべき機能や設備についてはこれからワークショップや車座等において、町民の皆様より御意見、アイデアをお聞きしながら進めてまいります。御意見をお聞きする中で、さ

らに改善や効率的にできる部分があれば積極的に取り入れ、加えての事業費の縮減に努めてまいります。以上でございます。

[6 番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

6 番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

ありがとうございました。

事業費についてなんですけど、確かにいろんな時点でお金というのは多少変わってくるんですが、それをどのように開示したかというのが僕は重要だったんじゃないかと思うんですね。つまり農転の申請をしたときにちゃんと添付されている事業費って64億円なんです。だから、それから時を経ずして78億円、この辺が非常に不信感を持たれた大きな要因だと思っています。ですから、これからいろんな計画を進めていくに当たって、お金は動いていくと思うんですけど、やっぱりその理由と説明が必要だと思っております。

それからもう一点、お願い事項みたいになってしまうんですが、説明会をいろいろやっている中で、リニアの残土を受け入れるのに、何で盛土材料を買ってくるのか、つじつまが合わないよねという意見がすごく多かったですよね。確かに、残土を受け入れて盛土するというのに、一方で庁舎用の盛土は6億円もかけて買ってくる、これはやっぱりなかなか納得がいかないと思いますので、その点はもう何としても盛土材料を安く、できれば無償、当然無償という辺りを目標に、ぜひやっていただきたいと思っております。

最後はお願い事ございまして、特に質問がございませんが、ぜひその辺りを念押ししてお願いしたいと思います。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで、鈴木秀和さんの一般質問を終わります。

続きまして、3 番 山田徹さん。

3 番（山田 徹さん）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきに提出しました通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問内容は、これからの学校給食についてです。

学校給食は子供たちにとって健康で文化的な生活を送り、望ましい食生活の基礎、基本を養い、感謝の心や伝統的な食文化の理解を深める大切な機会です。また、学校給食法や食育基本法の規定、学校指導要領での位置づけなど教育・食育の一環でもあります。加えて、子供たち

への給食への期待感や、みんなと給食を一緒に食べる楽しさはかけがえのないものであり、成長期における子供たちの健全な成長に大きな影響があると言えます。ところが、昨今の度重なる物価高騰での生活圧迫など、経済社会的情勢の変化が学校給食を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしていると思います。

それでは質問です。

初めに、給食費の公会計化についてお伺いいたします。

御嵩町では、令和元年第3回定例会において、大沢まり子議長から、教員の負担軽減のために学校給食費の徴収と管理業務を公会計で行うよう提案する旨の一般質問がありましたが、その後数年を経て、食材費の歳入歳出管理について、令和5年4月から一般会計のシステムでの運用がスタートしています。ただし、給食費の現年徴収分に関しては各保護者から直接システムに入金するのではなく、教材費・学習費等と同時に学校へ納めて、その集金分を各学校がシステムに入金する方式だと伺っています。それでも、一般会計の歳出、教育費のうち学校給食センター費は令和5年度の当初予算で1億9,409万円、対前年度1億446万5,000円の増加、うち食材料費約8,100万円を計上しての会計スタートでした。

そして、今年の3月には補正予算で燃料費と材料費の増加を計上されましたが、公会計となった給食の運用を1年間経過、決算を振り返ってメリットとデメリット、またこれまでからの改良点や成果を教えてください。さらには、新たな課題などはないでしょうか。

2点目の質問です。

高騰する賄材料費への対応についてです。

ここ数年来全国的に食料品の値上がりが続いていますが、その影響は1,500食を調理、提供している当町での学校給食の献立内容にも大きく及んでいると思います。町では、新型コロナウイルス感染症が蔓延した数年前頃から国の臨時交付金を活用して、食材費高騰対策による給食費支援を例年のように行っている様子ですが、管理栄養士の先生による献立の計画立案、やりくりも非常に難しい状況だと聞いております。食材費高騰により、献立の立て方に無理はなかったのでしょうか。また、最近の献立表を拝見しますと、ゼリーやプリン、フルーツといったデザートの提供回数も少なく感じます。コロナ禍前、以前の献立メニューと比較して内容は変わりありませんでしょうか。

3番目は、現在徴収している給食費の水準の適正性について質問します。

現在、御嵩町の学校給食費は小学生で260円、中学生で290円ですが、近隣市町村と比べてどうでしょうか、可茂管内の他の自治体ではどんな状況ですか、また当町の抱える給食会計の運用の中でこの水準は適正であると考えてみえますか。

試算ですが、歳入面では1年の給食提供日数を約200日、生徒・児童数を小学生930人、中学

生480人で計算すると年間に7,620万円の給食費収入となります。これでは、歳出面での子供たちへの食材提供費用、これは先生方の費用を除くもの、また物価高騰の影響に配慮した献立提供が可能なものことですが、これに十分なレベルとは言えないと思いますが、どうでしょうか。足りないとすれば近い将来での給食費の変更、値上げ方針はありますか。

4つ目の質問は、給食センター施設の老朽対策についてです。

当町の給食センターは1990年、平成2年に建設され今年で34年が経過、財務省の規定に基づく耐用年数は鉄骨造りの給食室で31年ですから、老朽化率は109%、数字の上では既に資産償却を終えた状態と言えます。先日センターの様子を伺いましたら、内部はきれいに清掃されていて古さをあまり感じませんが、若干の雨漏りなどの発生もあるとのこと。御存じのように、センターの中には数々の大型調理機械や食材管理のための冷蔵冷凍庫、熱源となるボイラーや蒸気循環設備、食器の洗浄乾燥保管庫など多種多様な設備があり、これまで計画的な機器更新をされているようです。でも、建屋本体が古いままではこの先に学校給食衛生管理基準の上で何らかの支障が生ずる心配はありませんでしょうか。長寿命化や大規模改造を図るにも、毎日稼働する必要がある建物なので限界があると思います。給食調達のためにはならないセンターの建物更新、これは建て替えを含めてのことですが、これを今後考えていく計画はありませんでしょうか。

5つ目、最後の質問は町長にお願いいたします。

給食費の無償化に向けてのお考えです。

給食費の規定は、その経費の負担について、学校給食法第11条第1項及び同条第2項で食材費は保護者が負担するものとされていますが、その負担軽減をするために、義務教育施設の設置者、国や地方公共団体が学校給食費を予算に計上して補助、支出することを禁止するものではございません。

政府は、昨年6月に閣議決定されたこども未来戦略方針を踏まえまして、文部科学省による学校給食の実態調査を行い、その中で給食費の無償化を実施する自治体の取組実態、これは令和5年9月1日現在、1年前のものでございますが、これがこの6月に公表をされました。それによりますと、全国1,794自治体中547自治体が小・中学校で全面的に無償化を実施しているとのこと。実に30.5%と、同様の6年前調査での76自治体、4.4%から大幅に増えています。また、小学校段階でのみや、多子世帯などの支援要件を設けた一部無償化もその他で175自治体あり、全国的にも無償化を進める自治体が増加傾向にあります。岐阜県下では、既に岐南町、揖斐川町、垂井町、池田町、山県市、神戸町の6市町が無償化をしているようです。ほかにも無償化を模索、検討している自治体があると聞いています。

当町では前に述べたように、家庭、保護者からの給食負担を7,620万円とすれば、現状では

無償化には、亜炭鉱対策事業を除いた一般会計予算規模の約1%の新たな財源確保が必要となります。また、無償化は財政的負担という経済的な面だけでなく、保護者からの責任意識や福祉分野などの他の給食制度への影響という社会的な側面、そして子供たちへの食に関する学習指導の教育面など、多岐にわたる複雑な問題でもございます。

そこで、町長にお聞きします。

義務教育での給食費の無償化への動き、増加傾向をどのように考えますでしょうか。また、国や県の動きを待つのではなく、将来的に当町の給食費無償化を行う考えはありませんでしょうか。あるなし、その理由も併せてお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

山田議員からのこれからの学校給食についての御質問についてお答えいたします。

私からは御質問の1点目から4点目についてお答えさせていただきます。5点目については、町長からお答えさせていただきます。

それでは、御質問の1点目、給食会計の公会計化の効果についてお答えさせていただきます。

歳入の面でいえば公会計化により、山田議員からも説明がありましたが、現年度分の徴収や、未納者への対応は引き続き学校職員に行ってもらっています。一方、各学校の債権である令和4年度以前の給食費の未納分は学校から町へ債権譲渡されたことから、この債権を含めた滞納繰越分の徴収や滞納者への対応は給食センター職員が対応することとしています。これらの対応により、学校職員からは負担の一部が軽減されたという声もあります。今後給食センター職員が、現年度分の徴収や未納者へどのように対応していくのかということが課題だと考えております。滞納繰越処分は町の私債権として取り扱い、町の滞納対策担当者会議等で情報共有することができ、滞納者への対応が連携して行えるようになりました。今後、法的手続として支払督促を行う予定としています。

また、公会計となり給食費の徴収額の変動に左右されることなく献立の作成ができるようになったことで、栄養教諭の心理的負担が軽減されました。

次に、2点目の御質問、高騰する賄材料費等への対応についてお答えさせていただきます。

栄養価、これは食品がどれだけ栄養になり得るかという効果・価値のことを言いますが、栄養教諭はこの栄養価を落とさず、栄養価が同じで価格を抑えた代替食品を利用した献立の作成に苦慮しています。また、献立の作成以外にも、栄養教諭は毎月食材を入札し、価格が安いものかつ安全なものを選定して食材を購入しております。

山田議員の御質問にもありましたが、デザート为例にして、令和元年度と令和6年7月以前の1年間の献立を比較してみると、デザートの総提供回数は年間で12回減っていました。しかし、デザートの中でも価格が比較的高いデザートの提供回数を減らし、価格が比較的安いデザートの提供回数を増やすことで、総提供回数を減らさないようにしつつ食材料費の削減を図っていました。こうしたところにも栄養教諭の苦労が見えてきます。

次に、3点目の御質問、現在の徴収給食費水準、小学校260円、中学校290円の適正性についてお答えさせていただきます。

まず、可茂管内市町村の給食費の額は次のとおりでございます。

美濃加茂市と富加町は令和6年度に30円値上げし、小学生290円、中学生320円です。川辺町は令和2年度に20円値上げし、小学生270円、中学生300円です。七宗町は20円値上げし、小学生275円、中学生300円です。これらの4市町は値上げをしましたが、当面の間、児童・生徒の値上げ分は公費で負担することとし、値上げの額は教員等に適用されております。

可児市は令和3年度に30円値上げし、小学生290円、中学生320円です。坂祝町、八百津町、白川町は小学生260円、中学生290円です。東白川村は小学生280円、中学生320円です。なお、全ての市町村の食材高騰への対応としては、公費により負担をしているところでございます。

本町の公会計前の給食費会計では、令和3年度までは給食費で補えない部分は過去から積み上げてきた繰越金で補ってきました。令和4年度は、繰越金及び地方創生臨時交付金を活用した一般会計からの補助金により不足分を補いました。公会計化後の令和5年度は臨時交付金を充ててもなお給食材料費を補えなかったため、不足分を町費で負担しました。令和6年度当初予算では給食材料費の高騰を見込み、小学校282円、中学校315円として予算を計上しました。

今定例会では、当初予算で見込んだ上昇率を上回る物価高騰となっているため、決算額を小学生307円、中学生342円として見込んだ増額補正予算を9月に可決していただきました。

このことからすると、現在の給食費水準は適正だとは言いきれませんが、今後値上げをするのか、町費で負担し続けていくのか、物価高騰の状況を注視しながら議論していく必要があると考えています。

次に、4点目の御質問、給食センター施設の老朽対策についてお答えさせていただきます。

学校給食衛生管理基準には、学校給食施設及び設備の整備及び管理に関する衛生管理基準が定められており、学校給食施設にはドライシステムを導入するよう努めること。また、ドライシステムを導入していない調理場においてはドライ運用を図ることと規定しております。

ドライシステムとは、調理機器から床に水を落とさない構造とすることで、床を常に乾いた状態とし、調理場内の湿気を少なくすることで細菌の繁殖を防止するとともに、水跳ねによる二次感染を防止するシステムのことを言います。ドライ運用とは、ウェットシステムの調理場

においてもドライシステムと同様、床が乾いた状態で使うことを言います。本町の給食センターはウエットシステムですが、対策を講じてドライ運用をしています。このことから、給食センターが老朽化していても、しばらくの間はドライ運用で対応していけると考えています。ただ、衛生管理基準は年々変わってきているため、施設の間取りや設備が基準にそぐわなくなったり、雨漏りの箇所が調理場に及んだりした場合にはドライ運用もできなくなります。老朽化していることへの対応として、給食センターでは備品の更新計画や修繕計画を作成し、計画的に更新や修繕を実施していますが、毎年施設設備の突発的な修繕に対応している状況です。

今後、ドライシステムのことも含めて衛生管理基準に対応した施設の大規模改修が必要になってくる可能性が高いと考えています。県内の給食センターの平均建て替え年数は約40年であり、本町の給食センターは建設から34年が経過しています。このため、大規模改修や建て替えを検討する時期にも来ていると考えられます。また、調理員の熱中症対策が必要となっておりますが、アレルギー対応食を同じ調理場内で作っており、エアコンの風がアレルギー対応食の調理に支障を及ぼすため、エアコンの増設や設置が難しいことが判明し、他の対策を模索している状況でございます。しかし、費用が高額であるため大規模改修と建て替えの選択の際には検討する必要があります。さらに、大規模改修の場合は工期が夏期休暇内に完了するかどうかを考慮する必要があります。建て替えでは移転先の選定も必要となり、様々な検討が必要だと考えています。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

私からは御質問の5点目についてお答えをさせていただきます。

給食費の無償化に向けての御質問の中で、義務教育での無償化への動き、増加傾向をどのように考えるかについてでございます。

学校給食法では、義務教育学校の設置者が学校給食の実施に努める義務があり、必要な施設や人件費は設置者の負担です。しかし、食材費は保護者が負担と規定されており、設置者の判断によりその負担を軽減することも可能とされております。

山田議員の御指摘のとおり、学校給食費の無償化は文部科学省の調査によりますと令和5年9月時点で全国小中学校の約3割が実施しております。給食費の無償化の理由といたしましては、次のようなことが上げられます。新型コロナウイルス感染拡大や食材費の高騰により、子供の食の格差が拡大していること、給食無償化により全ての子供が安心して給食が食べられるようにすることのようでございます。一方、給食費の無償化に伴う財政負担の増加が食材費や

調理費の削減を引き起こし、給食の質あるいは量の低下が懸念されるという指摘もあるよう
ございます。

岐阜県の令和6年3月の学校給食費の保護者負担の軽減に向けた取組状況調べによれば、県
内で、議員もおっしゃったとおりですが、山県市、岐南町、垂井町、神戸町、揖斐川町、池田
町の6市町が無償化を実施しております。これらの市町は、子育て世帯の負担軽減の目的で国
の臨時交付金や自己財源により無償化を始め、交付金がなくとも自己財源だけで補うこととし
ているようございます。その他に、中津川市や白川村では限定的な無償化を検討しているところ
でございます。無償化には地域格差の懸念があると考えますが、政府は臨時交付金の交付
を通じて保護者負担軽減を促進しています。臨時交付金を活用して無償化を行う自治体、定住
促進や地方創生を狙った施策で無償化を行う自治体などがあり、それぞれの自治体がそれぞれ
の地域の実情に応じて政策判断により無償化を実施していると考えております。

一方、物価高騰の中、無償化を行わずに給食費を据え置く自治体、あるいは値上げする自治
体もあります。当町はさきの臨時交付金を食材費高騰分へ充当するとともに、町費で負担をし
ております。このような状況がどれだけ続くか分かりませんが、いつまで行うのかという議論
が今後必要になってくると考えております。

次に、当町の給食費無償化を行う考えはありますかについてでございますが、現時点では給
食費の無償化を実施することは想定しておりません。その理由は、給食は子供たちの成長に大
切なもので、物価高騰の中、地域で格差が生まれるのは望ましくなく、また給食費の無償化に
関しては国として一律の取組をすることが必要であると考えているものでございます。

瑞浪市、各務原市、美濃加茂市、可児市議会におきましては、国に対して全ての市町村が学
校給食費の無償化を実施できるよう要望するなどの地方自治法第99条に規定する意見書を令和
5年度に提出しています。令和5年7月に開かれましては、熊谷千葉県知事から
学校給食費の無償化を実現する自治体は増えているが、財政力によって格差が生じかねないた
め、国の財源による制度設計がなされるべきとの発言もございました。また、給食費無償化に
関する国の動向や自治体を見てみると、義務教育の無償化の範囲を含めて、国においてさらな
る議論が必要だという考えもあるようございます。

参考にですが、本町が給食費の無償化に必要な予算を試算いたしますと、令和5年度決算額
で9,323万8,651円という額になりまして、これが給食材料費となります。このことから、毎年
約1億円、御嵩町の令和6年度当初予算から試算すると亜炭鉱廃坑対策事業を除いた予算額は
73億3,000万円でございますので、予算規模の約1.4%に相当するものとなっております。

町といたしましては、現時点では給食費の無償化という議論というよりは、まずは物価高騰
への対応というものを心がけていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（大沢まり子さん）

3 番 山田徹さん。

3 番（山田 徹さん）

御丁寧な答弁ありがとうございました。

二、三、ちょっと再質問といいますか、確認ですけれども、まず給食費の水準260円、290円について、部長は適正とは言い切れないというような言い方をされたんですけれども、はっきり言って適正ではないということよろしいのでしょうか。この適正ではない260円、290円というのはいつからこの水準で決めてみえた、何年間据え置かれてきたのか。それでどこのレベルでこれが260円、290円が決められてきたのか。

そこをまず1点お聞きしたいと思います。

あわせて、物価高騰の関係でございますけれども、これは帝国データバンクの分析公開によりますと9月の食料品の値上げというのは実に1,392品目あるということです。また10月1日には2,000品目、3,000品目の食料品が値上げをするということで値上げラッシュが今後も続くということなんですけれども、これまでの値上げ率の平均が2年前で14%で、去年は15%、そして今年は今末までに17%の値上げがどんどんありまして、一旦値上げになりますと高止まりといいますか、まず下がることはないと思うんです。それでもなおかつ、この臨時交付金がつまで続くかという、そういう様子を見ていくのか、それともやはり給食費を値上げしていくということに至らないのか、その辺りの判断はどこで本当にされていくのか、その辺りをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、山田議員からの御質問にお答えいたしたいと思います。

まず、給食費の額が260円、290円が適正かどうかということに関しては、適正ではないという事は言い切れるかもしれませんが。現在決算を見込んだ状態でも、今年度でいきますと小学生307円、中学生342円という額を見込んでおりますので、260円、290円では及ばない額という認識はしております。ただ、値上げをすぐするかどうかということに関しては今後いろいろ考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

いつから260円から290円になったかといいますと、現在の260円、290円につきましては平成20年に町の給食センター運営委員会で値上げが可決されたところでございます。そのときに値上げした額は30円です。それまでで、調べた限りでいきますと平成12年から230円、260円で給

食費を徴収していきまして、平成21年から260円、290円となっておりますので、これからすると15年間据え置かれているような状況でございます。どのレベルで決められたのかということになりますと、先ほどの給食センター運営委員会で、町のほうからいろんな材料を出させていただきまして検討していただいた結果となっております。

次に、高止まりが予想される給食について、どのような時点で給食費を値上げするかどうか判断するかということにつきましては今現在、先ほどの町長の答弁にもございましたが、国のほうでは全国的な無償化というものを検討しているようなこともありますので、その辺りを注視しながら本当に、国のほうがやっていただけるのであれば、そこに準じて無償化が実施できると思いますし、今後もしばらくの間は、高騰分につきましては臨時交付金を見込みつつ、そこで補えない部分については一般会計のほうで充てるようなことを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[3番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

ありがとうございました。

実際は適正でないというようなことで、実際に試算してみると小学生で307円、中学生で342円ということをおっしゃるんですけども、それで計算しますと、今の徴収の部分から実に1,300万円ほど、これは交付金で補う部分もあるかもしれませんが、ただ、町費で補っておるといような、会計上は税金で補っておるといような計算になりますので、本当にどこかで判断していかないと見えないマントじゃないですけども、それをずうっとかぶせてごまかしていくような形になると思うので、その辺りは一遍議論を正式な場でしていただけたらありがたいなと思っております。

それと給食センターの老朽化の関係でございますけれども、大規模改修をするにも夏休み期間に限られるということなんですが、夏休みも実際1か月半、この期間で大規模改修などとても無理だと思います。やはり建て替えを今後検討していくということで、私、これは提案なんでございますが、建て替えの移転先というのも先ほどちょっとお話があったんですけども、これはこの庁舎が移転した後に、この場所に候補地として一遍考えてみる余地もあるかと思っております。建築基準法での規制も、用途区域で工場扱いですので、公聴会だとかそういったこと、500平米以上ですとそういった建物ですとそういう規制もかかってくるんですけども、その辺りのことも一遍勉強されまして、今後検討の一材料にさせていただけたらありがたいなと思っております。

あと、給食費の無償化、これは町長の答弁で国の動向を見ていかれるというようなことなのでございますけれども、昨今の首長選挙が言われる中でやはり候補者の方が給食費無償化を掲げておられるという、公約にそういった例があるんですけれども、町長、昨年の選挙を立たれるときに相手の方は給食費無償化と言われておったみたいなんですけれども、実際立候補をされる前にその辺りの検討、18歳未満の医療費の無償化というのは公約に上げられたんですけれども、そういった思いは全くなかったんでしょうか。これは簡単な御回答で結構ですので、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

御質問にお答えしたいと思います。

医療費の無償化の話をしていくときと、それから今の給食費の無償化を議論する中で、どれぐらい試算して、どれぐらいの金額になるかということは試算してみた部分もございます。

ただ一方で、大きな違いはやはり国の動きでございまして、やはり今の給食費無償化については、当時から国の無償化を検討すべきだという意見もございましたし、そういう要請なんかについても各自治体あるいは議会のほうから出されておるということも認識しておりましたので、そういったことを踏まえると給食費に関しては国の無償化という部分、全体で差別なく一律に行うというのが妥当ではないかということで、私は医療費無償化という部分で、町としては進めていきたいというふうに判断した次第でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

ありがとうございました。

給食費の無償化を考える中では、やはり無償化すれば給食費の徴収自体も要らなくなるというようなこともあって、先ほど公会計化して、今後どのように現年度分を徴収していくかというような、そういった解決にもなってくると思うんです。実際、給食費を払う払わないというところもありまして単なる、給食がお金で賄うだけの食事の時間だけになっては寂しい思いもしますので、その辺りは今後やはり現場の意見も聞いて検討もされていかれるのがベストかなと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで、山田徹さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時50分といたします。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

引き続き一般質問を行います。

11番 岡本隆子さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

11番（岡本隆子さん）

それでは、通告いたしました一般質問、大きく2つさせていただきます。

1問目です。リニア発生土置場計画について今後の協議方針について。

リニア発生土置場計画について、地元や町全体での説明会の開催を地元の上之郷地区リニアトンネル残土を考える会からの要望や私と鈴木秀和議員からの要望、そして上之郷自治会長会からの要望というものがあつてか、美佐野地区、次月地区、上之郷自治会長会に続き、先般9月7日に全町民を対象にしてリニア事業（地下水源、発生土置場など）に関する説明、意見交換会を開催されたことを評価したいと思います。そして、今後も節目ごとに説明会の開催をお願いしたいと思っています。

町長はリニア発生土置場審議会の答申を受けてJRとの協議方針を決定され、公表されました。協議方針は、要対策土については、町有地である候補地Bへの搬入を認めない。盛土計画については、安全性の確保及びその担保について協議する。町主導による安全性のチェック監視体制の構築をJRと協議する。発生土置場計画地と環境保全については、希少種の保全で改善できる点を積み重ね、一定程度保全が確保されることを前提に受入れはやむを得ないとするというものです。

さて、美佐野・次月地区と、それから上之郷自治会長会と全町民に対するこの4回の説明会で、住民の方からはどのような意見が出されたのでしょうか。これまでの説明会で出た意見を協議方針に反映させていただきたいと思いますが、町長の見解を伺います。よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

リニア発生土置場計画に関する質問でございます。

この発生土置場計画に関しては、一昨年フォーラム、昨年度の計画審議会では様々な御意見、御議論をいただいてまいりました。フォーラムは自由参加にて町民の皆様に、審議会は地元の皆様を代表する方、町民あるいは各種団体の代表の方に加え、有識者の皆様などに委員として参加いただき、厚みのある議論を尽くしていただきました。

令和6年2月、審議会より答申を受け取り、町の尊重すべき方針が示されたものと思いましたが、あのような全面公開で報道を含め傍聴人が多数おり、賛否も激しい議論の場ではなかなか自分の意見を述べにくいといった声も聞こえてまいりましたので、以降、地元の方を中心に、答申の内容説明と併せて個別皆様の意見を聞いて回ったわけでございます。多くの皆様の声は答申の内容に御理解を示され、この問題は環境に配慮しつつ、安全性をしっかりと確保し、解決に向けて進めてほしいという内容であることが確認できましたので、おおむね答申の内容に沿った形で、本年5月に町の協議方針を発表させていただきました。この協議方針をJR東海に伝達し、これから協議を始める矢先に、隣の瑞浪市大湫町でトンネル掘削工事の影響と思われる地下水位の低下事案が発生いたしました。事案の内容や原因究明、対策が明らかになるまでは本町においても住民不安が高まりかねないと考え、まずは一旦協議の一時中断を行っているところでございます。

本事業に関しましては、県が環境影響評価審査会地盤委員会で扱うなど、事態解決に向けた議論のリードを取っていただいておりますが、本町といたしましても、リニア沿線市町としっかり情報共有しながら進めていくということで互いの連携を持って、議論の進みを注視しているところでございます。

また、今後の町内工区のトンネル掘削工事に備えて、リニア本線付近で使われる井戸水等の地下水利用把握調査も実施しております。置場計画の協議は一時中断しておりますが、地元の皆様の中には、地下水位の低下事案への不安や協議方針に関する確認をしたい方、あるいは地元の自治会長様の下に問合せされる方がいるという可能性を考え、7月末から8月上旬にかけて美佐野と次月自治会の皆様、上之郷地区自治会長様を対象に、現在の状況を知っていただき、意見交換する場を設けさせていただきました。

その中で、広く町民向けにも同様の場を設けたらどうか。あるいは地下水位の正確な低下状況、現状ですけれども、知りたい、協議の状況がどのような状態にあるのかなどの御意見もあったことから、先日9月7日にそういった場を設けさせていただきました。

こういった説明や意見交換を開催する中では、JR東海との協議方針に関して、要対策土の受入れを認めないことを貫徹するべき、災害の激甚化に備えた計画とするべき、施工中を含め盛土の崩壊防止対策をしっかりとるべき、湿地の重要性をよく認識し、保全に努めてほしい、

町主導による安全確認や検査体制を取るべきなどといった御質問や御意見をいただきました。

また、地下水位の低下事案に関しましては、地下水の利用把握は重要であり、個々の意見を聞いて尊重してほしい。水枯れや水質変化は大きな問題であり、J R 東海にはしっかり対応してほしい、原因究明を踏まえた事前確認が必要である、事案発生時の連絡体制など J R 東海の対応に問題があり、今後の不安があるなどといった御質問や御意見をいただきました。

本町が示す J R 東海との協議方針の実現は、このような意見にできる限り応えていくものだというふうには考えております。特に、安全性の確保は最大に重視する部分であり、協議再開の折にはしっかり伝えてまいりたいと思います。

地下水位の低下事案に関しましては、もう少し事態の推移や議論の行方を見守る、見定める必要があると考えております。本町でも決して起きないとは言えませんので、先んじて常に事態を想像し、検討しておくことが必要だというふうに考えております。

いただいた御意見はしっかりと整理し、来るべき協議に反映するものを検討、準備しておくとともに、地下水の利用把握水位調査など本町が主体的に準備できる部分に取りかかってまいりたいと思います。以上でございます。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございました。

私は、美佐野地区と次月地区とそれから上之郷自治会長会の説明会には出席しておりませんので、そちらでどういう意見が出たかは分かりませんが、9月7日の全町民を対象にした説明会には参加しまして、そちらのほうで、メモ書きなんですけれども出た質問、今町長がおっしゃったようなことが出てきたと思うんですが、その中で町長が答えていらっやらないことについて、ちょっと再度確認したいと思いますのでお願いいたします。

まず、1点目ですけれども、これは説明会の内容といいますか、資料についてですけれども、町のほうでこの資料を配付されましたね。これが配付された町の資料なんですけれども、この資料の中で、ハナノキ植生エリア、町有地BとそれからA地内の植生エリアの緑の丸とそれからハナノキ群生地という図があるんですけれども、審議会のときに出た資料とか、その前にハナノキを調査したここからの資料を見ますとこういうのが審議会のときに出ていました、資料として、これは第5回の審議会の資料で、その前に籠橋委員のほうから提出されたものだと思うんですけど、それに工事ヤードと候補地A、Bと町有地を追加されたものを鈴木秀和議員が提出されたと思います。

実際に、ハナノキの分布図というのがこれは個別に本数とかが書いてある、こういったものも出ていますけれども、この図から見てもこれはハナノキの1本ずつの、傍聴の方はこんな感じですけど、1つずつがハナノキの湿地なんですけれども、頂いた資料ですと本当に小さな丸で囲ってあるだけなんです。そうしますと、やっぱりリニア発生土置場計画の概要で、概要とはいえ、ハナノキの群生地、それからハナノキの植生エリアということがこの地図に落とされているわけなんですけれども、やはり町民からもハナノキの質問が出ていたわけですが、守ってほしいという意見が出ていましたけれども、まず町民に初めて説明会を開くに当たりこういったいかにも何か、頂いた資料ですとハナノキの植生エリアと書いてあるところはちょっとしか、小さい丸で囲ってあるだけで何かハナノキがここしかないのかなというような印象を受けるんですけど、何かそれって町民に対して誠実にちゃんと情報を伝えるというふうにはちょっと思えない、あまりにもこちらの出された資料が不正確ではないかと思うんですね。

ハナノキを少なく見せようとしているのではないかというふうに思えてしまうんですが、このまず資料の出し方について、町長、どういう御見解でしょうか。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの件についてお答えをしたいと思います。

出された資料はあくまでもメインは配置というイメージをしておりますので、当然重要湿地、あるいはハナノキのという部分は認識しておりますけれども、あくまでもイメージとして作成したものでございまして、当然その部分は認識しておりますし、その部分は必要とあれば資料として別途細かく記したものを出すべきだというふうな認識ではおりますので、その部分は少なくとも配置、このエリアにハナノキを含め様々な、重要湿地と呼ばれるものの中で分布されているものですということで、イメージとして記したものという形になりますので、そこに御見解に相違があったということであれば申し訳ございません。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

配置というイメージですので、イメージとはいえ、これは町のほうで、湿地の勉強会に出された資料なんですけれども、ここに書いてあるハナノキももうちょっと、これは役場が出された資料なんですけど、もうちょっとたくさん描かれているので、やはりこういった説明会においては、ある程度正確な資料を今後出していただけたらありがたいと思います。

それから次の質問ですけれども、質問の中でやはりA、Bを守ってほしいとか、候補地A、Bですね、それから少なくともBには受け入れないでほしいという意見も出ていたんですが、これについては町長のお答えがなかったように思うんですがどういうふうにお考えでしょうか、質問です。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

今後の協議の内容に入っていく部分ではございますので、ふわっとした答えになっちゃうかもしれませんが、基本、審議会で様々な意見が得られまして、そして答申をいただきました。その中で今の重要湿地の部分についてどこまでその土を搬入するかという部分について、やむを得ないとする部分なのか、あるいはそれから一切認めないとする部分なのかという部分の判断については町長に一任をされたという認識でおります。その判断において、やむを得ないということで、受入れに関して全否定するものではございませんという判断をさせていただきました。

ただ、その範囲については今後協議の中で進めていくということになりますので、その見解は変わらないということで、そのような対応、発言をさせていただきました。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

町長一任ということなんですが、審議会の答申も両論を併記ということで1案、2案ということでどちらを取られるかというところで、Bについては、これは町有地ですので、町長の判断で守ることもできると私は思いますので、こちらは町長に何遍も御答弁いただいていますけれども、本当にここは埋め立てないで守っていただきたいと思っています。

それから、A、Bの湿地の保全方法はという質問がありまして、その中で移植とか播種は静岡ではもう失敗しているよと、実験をしてという質問が出ていたと思うんですね。これに対しては、町は、JRと共通認識を持って協議しながら進めていくみたいな答えだったと思うんですが、保全について、私は幾ら町有地であっても、民地であっても、保全は町が主体的にやらなければいけないと思います。JRと協議してJRに任せきりではなくて町が主体的にどう守っていくかというところを出していかないといけないと思うんですが、この辺り、湿地を守ってほしいという声が続つか出ていたと思うんですが、この辺りの町長の御見解をお伺いします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

お答えいたします。

今の重要湿地等の関係、A、Bの関係でございますけれども、移植・播種という部分がなかなか根づかないという部分も意見として、実情としてお聞きする部分ではありますけれども、その部分についてしっかりと町とJRが保護する、あるいは大切なものだよということや共通認識を持っていく必要があるよということをお知らせさせていただきました。その上で、町主導でということに関しましては、あくまでも安全確認とか検査体制という部分にはなりませんけれども、今後のチェック体制であるとか、そういう体制という部分を町主導で作成し、管理していくことも検討していきますという発言をさせていただいたのはそういう理由でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

今後のチェック体制とか管理体制を町主導でやっていく、そのところは分かります。重要湿地の保全に関しては、これはやはり御嵩町は環境基本条例と希少野生生物保護条例にのっとって、確実な環境行政を進めていただかないといけないと思うんです。そのところの主導性ということを主体的にというふうに私は思うわけで、環境行政は私有地であっても及ぶわけですね。私有地だからもう手が出せなくて、何をやってもいいというものではなくて、事業者も当然努めなければいけないということがうたってあるわけですから、そこは条例に合致した行政をすべきだというふうに思いますので、ここは強く町長にお願いをしたいと思います。

まず、町が主体的にというところ、保護をするという点の主体性については町長はどういうふうにお考えですか、これはJR任せではいけないと思うんです。町長の御見解をお願いします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

今のお話でございます保全に関しまして、様々な意見が出されたというのは認識しておりますし、説明会の中でもありますし、その前の審議会の中でも御議論いただいた部分だというふうに認識しております。当然、町としてもその認識をしっかりと進めていかなければならないというふうには思っておりますけれども、その範囲であったりとか、どこまで、どのよ

うなというような具体的な話については協議の中に入ってまいりたいと思いますので、そういう認識では取り組んでいきたいというふうに思っています。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

では、その点はしっかり町が主体的に動いていただきたい、環境行政をやっていただきたいと思えます。

次ですけれども、質問があった盛土ののり面についての不安という質問が出ていまして、土岐砂礫層なので、非常にのり面が崩れやすいというようなことで、地元不安があると思うので、専門家にも聞いてほしいという意見もありましたけれども、これについては対応して報告をしていただきたいと思うんですが、その点はどうでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

お答え申し上げます。

盛土の関係につきましては、今専門の方というお話もございました。当然、場所について、盛土をする部分については既に高盛土委員会の評価を得ておる部分でございます。その中で、専門的な委員の方の御意見あるいは見解が入った上ですという結論が出ているというふうで認識しております。

ただ、安全性をさらに求めるという意見等々は、その後についても御承知のようにいろいろ言われましたし、御意見を述べられる方もたくさん見えましたので、その部分については留意しながらやっていかなければならないという認識ではおります。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

これは高盛土委員会からの評価書というものの令和5年5月に出てきたものの中で、一番下のところで、土岐砂礫層によるのり面は雨水等の浸食に起因した表層崩壊を生じることが多い、土岐砂礫層によるのり面は小段谷側を含めて適切な表層保護工が必要であるというようなことが書いてありますので、ここら辺は地元の方も不安に思ってみえますので、しっかり不安を払拭していただけるような対応をお願いしたいと思います。

それから、あとは説明会のことが出ました、最後に、今後も開いてほしいということで、今回私が想像していたよりも大勢の方が参加されたということと、フォーラムや審議会で傍聴されていなかった方が見えていたなというのが私の印象です。やっぱり住民の方にはとても不安が強かったという、不安もたくさんあって新聞でもそのような報道があったわけですが、今後説明会についてまた開いてほしいという意見がありましたが、協議の途中で、途中経過を適時開催していただきたいと思うんですけれども、その点について御見解をお聞かせください。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

説明会についてでございますけれども、今は中断しておりますけれども、これから協議のほうに入ってまいります。協議に入りますと、やはりいろんな総括的な話の中で、一つの事象だけではなくいろんなところを絡めて様々な角度から協議をしていくことになってくるかと思えます。その途中途中でなかなか切り取ってお伝えするということが難しいというふうに認識しておりますので、大まかな方向性が出て、皆さんにお伝えできるという段階になった時点ではしっかりお伝えをし、進めていきたいというふうに思っております。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

切り取って途中途中を報告するというのは難しいということなんですが、確かに中間報告みたいなのはちょっと難しいかなとは思いますが、議会に対してはその辺りのことも説明をしていただきたいと思いますし、当然町民のほうにも大まかな方向、途中途中のそのたびごとではなくても、適時説明会を開いていただきたいことをお願いしまして、これで1問目の質問を終わります。ありがとうございました。

次、2問目の質問に入ります。

放課後児童クラブの民営化について、私は民営化という言葉を使いましたが、これは民間委託との指摘を受けましたので、ずっと民営化と言いますが民間委託というふうに受け取ってください、すみません。

では、質問に入ります。

第2回定例会一般質問で鈴木篤志議員が放課後児童クラブについて質問をされましたが、私は民営化に向けてという視点から質問をさせていただきます。

昨年実施された御嵩町政策総点検報告書で報告されているように、当町では令和7年度から

放課後児童クラブを民営化するとの方向性を出しておられ、さきの一般質問答弁でも民営化に向けて準備を進められているとのことでした。放課後児童クラブの民営化については、昨今の近隣市町村の動向を見ても、人材確保や専門職による効率的な運営、サービスの質の向上という点からやむを得ない流れであると理解をいたします。とはいえ、民営化すれば全て解決するとは思えません。

そこで、現状と民営化について質問をさせていただきます。

1 点目、なぜ直営では続けられないのか、問題の洗い出し、分析、解決に向けた方法等、研究をされましたか、民間委託しないとこの先どうなることが予想されますか。

2. 民営化に向けて支援員の聞き取り調査はされましたか。

3. 民営化について保護者には知らされていますか、また民営化についてはどのような形で保護者に説明をしますか、保護者の意見を聞く機会がありますか。

4. 引き続き支援員として雇用を希望する方はそのまま雇用されますか。

5. 民営化することで安定的人材確保、専門職による効率的な運営、サービスの質の向上などが上げられています。具体的にどんなメリット、あるいはデメリットがありますか。

以下の点について、現状と民営化のメリット、デメリットをお聞かせくださいということで、支援員の働き方、賃金や待遇、就労時間、シフトの仕事等の点について、時間の延長はできるのかどうか、それから料金ですね。現在の5,000円は安くありがたい反面、料金が上がっても夏休みだけの利用や時間延長を望む声があるのではありませんか。それから夏休みの利用、夏休みだけ利用したいという声を聞きますので、その利用について。

次に、役場の関わり方。民営化することで懸念されるのは、運営状況のチェックの目が届くかどうかだと思います。現在は現場とどのように関わっているのか、民営化されるとどうなるのか。

最後に、学校との連携、配慮が必要な児童についての対応も含め、学校との情報共有は必要だと思いますが、その辺りのことはどうなりますか。以上の点がメリット、デメリットですね。

それから6つ目の質問ですが、令和6年度予算では約3,100万円がこの放課後児童クラブに計上されていましたが、民間委託することでどのぐらいの増額になるのか。

それから最後ですけれども、9月に入るとプロポーザルで事業者を募集するとのことですが、どのようにして事業者を選定しますかということで、以上、多岐にわたりますが御答弁よろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

岡本議員からの放課後児童クラブの民営化についてと題して、7点の御質問をいただいておりますので、順にお答えいたします。

初めに、冒頭でお話がありましたが、私からの回答では、民間委託として回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは御質問の1点目、なぜ直営では続けられないのかについてお答えさせていただきます。

令和6年9月1日現在、各小学校区の児童クラブにおける支援員と補助員の合計人数は23人で、上之郷4人、御嵩12人、伏見7人です。年齢構成は高齢化が進んでおり、75歳以上が4人、70歳以上75歳未満が7人、65歳以上70歳未満が5人、60歳以上65歳未満が4人、60歳未満が3人の状況です。

その他の特徴といたしまして、雇用保険に加入しないで済む週20時間未満の勤務を希望される方が多く、年休取得等に対応するためには26人の雇用は必要だと考えていますが、現在で3人不足していますので、年間を通して支援員等を募集している状況です。シフトを組む上で支援員等の都合がつかない場合は、学校教育課の正職員が対応する場合があります。

また、夏季休業期間中は午前7時半から午後6時まで開設しているため、児童クラブ以外で雇用している会計年度任用職員に支援員等として勤務してもらうこともあります。このように、支援員の年齢構成が高齢化していること、年間を通して支援員等を募集している状況から5年先のことを考えた場合、支援員等の雇用が困難となり、現在の6クラブを維持できなくなるのではと考え、適正な労務管理をしていく上ではこのタイミングだと考えました。また、支援員等には県が実施する専門研修などを受講させたいと考えていますが、日々の運営に追われ、研修を受講させることができずにいるという現状があり、このことを改善したいという考えもあります。

次に、2点目の御質問、支援員の聞き取り調査はについてお答えさせていただきます。

支援員等には、今年度に入り、定例の職員会議の場において民間委託することと新しい事業者にできるだけ継続雇用してくれるよう話をしていくことなどの説明を行いました。

次に、3点目の御質問、保護者への対応はについてお答えさせていただきます。

保護者の方々には、プロポーザル方式により運營業務を委託していく旨と現状の状況や今後の予定について、きずなメールよりお知らせしたところでございます。今後、状況に応じて情報提供を進めていくとともに、御質問がありましたら丁寧な説明を心がけてまいります。

次に、4点目の御質問、民間委託の支援員の雇用についてはについてお答えさせていただきます。

民間委託後の支援員の雇用については、御嵩町放課後児童クラブ運營業務委託に係る公募型

プロポーザル募集要領の中で、提案者の評価に当たっての評価項目としています。具体的には、支援員等の確保、配置という評価項目で、支援員等の配置計画や支援員等の継続雇用または地元採用計画について審査することとし、支援員の継続雇用を図っていくこととしています。

次に、5点目の質問、支援員の働き方、時間の延長、料金、夏休みの利用、役場の関わり方、学校との連携についての現状と民間委託のメリット、デメリットについて、順にお答えさせていただきます。

初めに、支援員の働き方についてです。

これまで統括的な立場の支援員が勤務シフトを作るなど児童の保育以外の業務を行ってまいりましたが、新たに設置を義務づけている統括責任者がこれらの事務を行うこととなることから、支援員は本来の業務である児童の保育に専念することができると考えています。また、仕様書の内容は現在の業務内容とほとんど変わらないため、就労時間やシフトの仕事等にあまり影響がないと考えています。

次に、時間の延長、料金、夏休みの利用についてです。

まずは、業務委託が円滑に実施されることを優先させていただきたいと考えています。時間の延長については、延長に対応するための人員の確保が必要になると考えられますので、事業者と協議が調った段階で対応していきたいと考えています。また、夏休みにだけ利用したいという方への対応につきましては、冬休みや春休みのことも含めて検討していきたいと考えています。さらに、これらの場合の料金につきましても併せて検討してまいります。

次に、役場の関わり方、学校との連携についてです。

現在、小学校区の児童クラブごとに支援員等と定期的に職員会議を行っています。このときに、小学校の教頭先生にも同席を依頼し、子供たちの様子や配慮が必要な子などについて話題に上げ、情報共有をしています。

仕様書には、クラブごとに月1回程度、支援員等による連絡調整会議を開催するように義務づけています。また、この会議に教育委員会や学校も参加できるものとする旨を定めています。そのほかに、日誌の提出や緊急性の高いことについては電話連絡等で報告するための体制を整えるなどして連携を図ってまいります。

次に、6点目の御質問、民間委託することで、どのくらいの増額になるのかについてお答えさせていただきます。

プロポーザルの募集要領では、委託料の上限を定めています。3年間の総額は1億4,100万円であり、令和7年度の上限額は4,640万円としているため、令和6年度当初予算と比較すると1,530万円ほど増額になります。

次に、7点目の御質問、プロポーザル方式で事業者を募集することのことが、どのように選

定するののかについてお答えさせていただきます。

現在、事業者選定のためのプロポーザルに関し、9月2日から募集要領を公表しており、10月2日まで参加申込みと企画提案書の受付をいたします。その後、10月8日に企画提案のプレゼンを行い、プロポーザル評価委員会を開催いたします。評価委員会は、御嵩町放課後児童クラブ運営業務プロポーザル評価委員会設置要綱を定め、設置しています。事業者選定の評価項目は、企業評価、技術力評価、コスト削減の3項目となります。企業評価では、企業理念、経営状況、業務実績の状況の評価いたします。技術力評価では、支援員等の確保、配置、支援員等の研修計画、関係機関との交流企画など岡本議員が気になさっていることなどを評価することとしています。コスト評価では、コスト削減に対する取組、見積金額の妥当性を評価いたします。評価・採点は3人の評価委員が行い、委員の順位点の合計点が最も高い提案者が最優秀提案者に選ばれます。評価点の60%を基準点とし、これを満たさない提案者は選定されません。提案者が1者のみでも評価が行われ、基準点を満たせば、その提案者が最優秀提案者に選ばれます。基準点を満たさない場合や提案者がいない場合は再公募を行います。選定結果は、選定後速やかに参加者に通知され、ホームページで公表いたします。その後、最優秀提案者と教育委員会が協議し、委託業務に係る仕様書を確定させ、12月の定例会で契約締結の議案と委託料関連の補正予算案を提出する予定でございます。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

大変御丁寧にありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

職員会議と言われましたよね。職員会議に参加するということで、学校、教頭先生ですか、学校の先生もそこに参加、職員も参加ということなんですが、それは仕組みとしてそういうふうなものが今できているのかということと、それから、参加することで行政のチェック体制といますかそういったことができるのか、ここはすみません、さっき説明があったかもしれませんが再確認させてください。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

仕組みとしてあるかについてでございますが、現在、定期的に放課後児童クラブの支援員、

あと学校教育課の職員、教頭先生に参加をしていただいて、日頃の状況を確認したり、学校から気になる子が見えれば、その子についての情報共有を行ったりしております。チェック体制というところにつきましては、日誌等も出していただきながら、その現状を月々確認しているところでございますので、今後の仕様書の中でも同じようなことをしていただくように内容になっていますので、そこは継続されるというふうに考えております。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

最後の質問ですけれども、今も保護者との連絡体制というのはやっておられると思うんですが、その点についてはどうでしょうか、大丈夫ですか。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

保護者の方々におかれましては、何か疑問点とかがあれば支援員を通じて私どものほうにお話が来てお答えさせていただいたりしておりますし、きずなメールというものを利用して情報提供をしておりますので、引き続きそういうもので連携を図っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

続きまして、8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しておきました通告書に従いまして、今回は大項目1点、中学校部活動の地域移行について質問をさせていただきます。

部活動の地域移行については、令和4年9月第3回定例会において一般質問をさせていただきました、令和8年度に完全移行を目指すとのことでしたが、その後2年が経過し、現在までの進捗状況についてお伺いします。

部活動は、生徒の生きる力を育成し、スポーツや文化及び科学などに親しみ、学級や学年を離れて互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるといった好ましい人間関係を形成する意味でも大変重要な課題ですので、前向きな答弁をお願いします。

令和2年9月に文部科学省より、学校における働き方改革を踏まえ、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針が示されました。国においては、令和4年6月に運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言、8月には文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言が取りまとめられ、令和4年12月に国において学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが策定されました。

岐阜県教育委員会においては、岐阜県中学校部活動の在り方検討会の議論を経て、令和5年3月に岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが策定されました。2年前の教育長の答弁では、休日の部活動から段階的に移行していくとして、令和5年度から令和7年度末の3年間で改革の集中期間と定め、地域の実情に即して進捗状況の検証や改革を進めていく、部活動の地域移行については、みたくスポーツ・文化倶楽部と連携を密に図っていききたいと答弁されています。このことも踏まえて質問したいと思います。

7月中旬に共和中学校へ通う3年生の孫の中体連の可茂地区大会がありました。男子バスケットボール部に所属し、3年間の集大成ということで最後の大会に出ました。部活動には長年教えていただいている指導者がおり、練習は厳しいですが、生徒たちは全幅の信頼を置いています。厳しい練習のかいあって、大逆転により有力候補を破って見事3位に入賞できました。そのときの保護者の喜びようはただごとではありませんでした。生徒たちの努力もさることながら、保護者の熱意と指導者の熱心な指導のたまものではないかと思えます。

これまで指導を受けた卒業生たちも、指導者の人柄に引かれ、折を見ては補助として指導に携わってくれて、今後の指導体制に道筋がしっかりとできており、理想の地域クラブとして活動していけるのではないかと考えます。地域クラブに移行した場合は、指導者の役割が大変重要になってきます。そのために指導者の掘り起こしと育成は必須です。

御嵩町教育委員会では、8月24日に指導者講習会を行ったと聞いております。講習会を受講した方は地域クラブ指導者として認定されるということです。ホームページで確認しましたが、部活動地域移行のロードマップが示され、地域クラブの実現に向けて体制整備を図るため、地域クラブ設置要綱と地域クラブ指導者要綱も定められており、移行に向けて着々と準備が進められているようです。

教員を働かせ過ぎる問題が議論されるなど教育行政は大きな改革を迫られています。しかし、本来、学校は生徒のためにあるもので、大人の理屈だけで決めてはいないでしょうか。教員の

負担を軽減しつつ、生徒の意思も尊重できるような部活動でなければならないと考えます。

そこで質問ですが、1点目、生徒数や教職員数の減少により、人数を要する団体種目の成立が困難になるなど多くの部活動も減少し、生徒が自分に合った部活動を選択できる幅が狭まっています。運動部、文化部活動の加入数と加入率はどのくらいですか。

2点目、指導者への謝金は補正予算で計上されており、今年度は国からの補助で全額賄えますが、令和7年度以降の予算措置が危惧されます。指導者の謝金や大会参加費など地域クラブ活動の費用負担はどのようですか。

3点目、学校部活動は学校の体育館やグラウンドを使用していますが、地域クラブに移行した場合、施設の使用料の減免はありますか。

4点目、岐阜県教育委員会はガイドラインを策定していますが、このガイドラインを踏まえて、大野町や揖斐川町のように細則を定めている自治体もあります。可児市では部活動改革プラン、岐阜市では部活動地域クラブ活動指針を策定しています。県のガイドラインを踏まえて、本町独自のガイドラインの策定は考えておられますか。

最後5点目、部活動の地域クラブへ移行するに当たって、運動部、文化部活動の違いや事務量の増加、費用負担、指導者の確保・育成、保護者の理解など様々な課題があると思いますが、現状での課題や問題点は何かありますか。

以上、答弁よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

奥村議員からの中学校部活動の地域移行についての御質問についてお答えいたします。

私からは御質問の1点目から3点目についてお答えさせていただきます。4点目と5点目については教育長からお答えさせていただきます。

初めに、本町における地域移行の進め方について、その概要をお伝えさせていただきます。

本町では、令和8年4月1日から地域クラブでの活動を正式にスタートすることができるよう、国や県のガイドラインに沿って町の方針を定め、部活動の地域移行を進めております。

地域移行を進めるに当たっては、議員にも御指摘いただきましたが、児童・生徒や保護者にアンケートを実施したり、現場に出向いて部活動や保護者クラブの活動の現状を見たり聞いたりするとともに、地域移行説明会や中学校の入学説明会、小学校のPTA総会で説明するなど可能な限り関係者のニーズに沿った地域移行が進められるよう取り組んできております。

これまで学校で行ってきた部活動が抱える主な課題として、次の3点が上げられます。

1点目は専門的な指導ができる部活動顧問が不足していること、2点目は少子化等による部

員数の減少によりチーム編成が困難となってきたこと、3点目は多様な活動を求める生徒や保護者のニーズに合わなくなっていることです。

これらの課題に対応していくためには、各学校単位で行われてきた部活動の学校の枠を取り払い、地域全体で行う地域クラブ活動へと移行することが持続可能な活動につながると考えました。複数校の生徒が町単位で活動するという性質から、休日の活動とともに、平日においても夜間に地域クラブで活動していくことが望ましいと考えております。

また、地域移行を進めていく上で、今まで部活動の主体を担ってきた学校は、複数校の生徒が共に活動することから入部等の取りまとめが難しくなります。そのため、各部がみたけスポーツ・文化倶楽部に団体登録をして、生徒はみたけスポーツ・文化倶楽部の会員となり活動する体制を整えていきます。また、みたけスポーツ・文化倶楽部を事務局とすることで、他の地域クラブと掛け持ちができたり、みたけスポーツ・文化倶楽部の既存のサークル活動に加わることができたりといった学校部活動ではなかったメリットを生み出すことができると考えています。以上が概要となります。

それでは御質問の1点目、運動部、文化部の加入人数と加入率はどれくらいかについてお答えさせていただきます。

令和6年度現在の中学校の生徒数は449人で、これは昭和63年度のピーク時1,070人と比較すると半分以下になっています。また、ピーク時に29の部活動がありましたが、生徒数の減少や部活動の自由加入、学校以外のクラブチームの増加や加入などにより、現在19まで減少しております。

令和6年度現在の部活動加入人数と加入率は次のようになっております。上之郷中学校は全校生徒34人で、運動部27人、加入率79.4%、文化部ゼロ人、加入率ゼロ%です。全体では加入者27人、加入率79.4%となっています。向陽中学校は全校生徒252人で、運動部110人、加入率43.7%、文化部59人、加入率23.4%です。全体では加入者169人、加入率67.1%となっています。共和中学校は全校生徒163人で、運動部78人、加入率47.9%、文化部31人、加入率19.0%です。全体では加入者109人、加入率66.9%となっております。町全体では、全校生徒449人で運動部215人、加入率47.9%、文化部90人、加入率20.0%で、運動部、文化部を合わせた加入者は305人、加入率は67.9%となっております。

次に2点目の御質問、地域クラブ活動の費用負担はどのようなかについてお答えさせていただきます。

指導者への謝金や消耗品の購入費などについては、スポーツ庁の実証事業が令和7年度まで行われるため、令和7年度までは地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金をもとに、指導者への謝金や地域移行に伴う消耗品の購入等に充てていくこととしております。令和8年度以

降につきましては、令和7年度には示されると想定される令和8年度以降の国・県の補助事業の動向を見ながら、町の費用負担や負担科目等について検討していきたいと考えております。

また、野球、バスケットボール、バレーボールなどの各地域クラブの活動費については現在の中学校部活動育成補助金と同等程度の金額を仮称ではございますが、地域クラブ活動支援金として支援を継続していく予定でおります。その他、連盟への登録費や大会費、消耗品等の必要経費は受益者負担として、これまでの学校部活動と同様に各クラブで活動費として別途徴収していくこととなります。この金額はクラブの種目によって異なってまいります。なお、地域クラブ化によって新たに発生する家庭への経済負担は、現時点では1人当たりみたけスポーツ・文化倶楽部への年会費1,200円と保険料800円の合計2,000円を想定しております。

次に3点目の御質問、施設利用料の減免はありますかについてお答えさせていただきます。

町が進める部活動の地域移行は、みたけスポーツ・文化倶楽部への団体登録が大前提となっております。したがって、みたけスポーツ・文化倶楽部登録団体として割り当てられた活動日については、夜間利用も含めて町内施設の使用料は免除となります。

以上で私からの説明とさせていただきます。

議長（大沢まり子さん）

教育長 奥村恒也さん。

教育長（奥村恒也さん）

それでは続きまして、4点目と5点目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、4点目の御質問、県のガイドラインを踏まえて、本町独自のガイドラインの策定は考えていますかについてお答えをさせていただきます。

本町では、これまで国や県のガイドライン及び町の地域移行の方針に沿って、地域クラブ設置要綱や地域クラブ指導者要綱を作成し、整備事業の申請や指導者の募集を行ってまいりました。今後は、地域クラブの円滑な運営に向けて、みたけスポーツ・文化倶楽部、学校、保護者、行政などの役割や責任を明確にした体制の在り方ですとか、活動場所、活動時間の基準など地域クラブの運営に関わる具体的な内容を示しました御嵩町地域クラブ活動指針を整備し、令和8年度の完全移行に向けて共通理解を図っていきたいと考えております。

次に5点目の御質問、現状での課題や問題点はありますかについてお答えをさせていただきます。

地域移行を進めていくに当たって、主な問題点を2点上げさせていただきます。

1点目は部員数をいかに確保していくのかということです。そして、2点目は地域クラブをいかに円滑に運営していくのかということです。

1点目につきましては、生徒の学校部活動の加入率が7割を切るという現状の中で、学校と

いう枠を超えた地域クラブでの活動に抵抗感を感じるなどしてどの地域クラブにも所属しないという生徒が増えていってしまうと、地域移行で目指すところの一つでもあります部員数の減少によってチーム編成が困難になってきている部活動の維持という目的が達成できなくなってしまいます。そのためには、地域クラブによる学校の枠を超えた幅広いつながりができることのすばらしさですとか、複数の活動への参加など多様な活動の仕方ができるという地域クラブの魅力をアピールしていくことでより多くの生徒の地域クラブへの加入を促していきたいと考えているところでございます。

2点目につきましては、地域クラブの円滑な運営には、まず何よりも保護者の皆様の理解と協力を得ることが重要となります。地域移行の目的とともに、保護者会の運営、そして活動場所への送迎など保護者の方に協力を願う役割を明確に、また具体的に示し、様々な場で積極的な情報発信をしていくことで理解を図ってまいります。

また、地域移行によって学校の役割がなくなるわけではありません。地域クラブへの加入の促進や地域クラブでの生徒間のトラブルへの対応等、学校が担う役割はこれまでどおり重要な位置を占めます。学校の教職員に対しても、地域移行の趣旨や役割について周知徹底を繰り返し図っていきたくと考えております。さらに、地域移行を円滑に進めていくためには、地域クラブの事務局として依頼しているみたけスポーツ・文化倶楽部との連携が不可欠です。今後さらに業務や責任の分担を明確にするための協議を継続し、共通理解の下、地域クラブへの移行がスムーズに進んでいくように取り組んでまいります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

ありがとうございます。

丁寧な答弁をありがとうございました。

二、三ちょっとお伺いしたいわけですが、先ほど中学校部活動育成会補助金、これは毎年予算措置をされております。どんな形で地域クラブになったときに配分されていくのか、もう少し具体的にお聞かせいただけますか。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

現在、中学校の部活動補助金につきましては、1校当たり3万円で部活に加入した人数に1

人当たり500円を掛けた合計金額を支払っております。それを原資にして支払い、次のクラブへの資金の原資として考えているところでございます。

現在、クラブへの支払いの方法につきましては2通り考えております。

一つは、クラブ員1人当たり1,000円程度の支援をする方法、もう一つは、1クラブ当たり5,000円を基本額とし、クラブ員1人当たり500円を支援する方法です。どちらの方法にも、平日、夜間活動をするクラブには加算するといったことも想定しながら、今後どのような方法で支援金を払うのか、令和7年度予算要求までに決めていきたいなというふうに思っております。

[8番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

8月24日に指導者講習会をやられたということですがけれども、この後認定をされるということなんですけれども、現時点で把握しておられる登録できるような地域指導者は何人ぐらいいるんでしょうかね。その辺が分かりましたらちょっとお聞かせください。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

指導者の人数についてはちょっと数字を把握しておりませんが、今年度報酬を支払う予定としております人数といたしましては、12人を予定しているところでございます。

[8番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

ありがとうございました。

運動部も文化部も、やはり先ほど質問で言いましたように指導者の役割が大変重要でございますので、人材バンクじゃないですけれども、これはみたけスポーツ・文化倶楽部になるかと思うんですけれども、そういった人材バンクを立ち上げて本当に指導者の発掘というかそういったものをきちんとやらないと、部活動があっても指導者がいないということになりますとやはり成立しませんので、その辺のところはしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほどみたけスポーツ・文化倶楽部が事務局となるということでありましたけれども、今現在令和8年度の移行に向けて話合いとか調整はどこまで進んでおられますか、その

辺のところをお聞かせください。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

現在のところ、今年度に入りまして実務者会議というものを3回実施しております。そちらにつきましては、みたけスポーツ・文化倶楽部さん、各中学校の校長先生、私たち職員のほうで今後考えている町の考え方を説明したり、今までの現状の問題点とかを出していただきながら、そこで会議をして調整しているところがございます。これから本格的に細かいところを詰めていく作業が待っているところがございます。そこにつきましては、みたけスポーツ・文化倶楽部さんの今の人数・体制とかそういうことも含めて、また町のほうで行っていただきたい業務内容も調整しながら細かいところを詰めていかなければいけないというふうに考えております。そこについては会議等ではなく、直接出向いて話をしていこうかというふうに考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

〔8番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

やはりそういった受皿が、みたけスポーツ・文化倶楽部が大変重要かと思ひます。教育長が先ほどの連携ということで、密に連携するということでありましたが、やっぱりそこら辺をもっときちんと密に連携をして、きちっと運営できるようにしていただきたいなというふうに思ひます。

それから、みたけスポーツ・文化倶楽部が受皿となりますと学校管理下から切り離すことになるんですね。そうなりますと事故なんかの緊急時の対応だとか保護者への対応、学校との連携ですけれども、そこはどのようになりますか、そういった点も話合いがされておられますか、その点をお願ひします。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

生徒が活動中にけがしたりなどを例にして考えてみますと、まずは指導者がいますので、指導者の方がそのときに適宜必要な対応をしていただきたいというふうに考えております。救急車を呼ぶだとか、または保護者、それから学校の先生には連絡を取っていただくようにしていくように考えております。

また、学校のほうではその後の生徒のケア、それから保険等の手続をみたけスポーツ・文化倶楽部がやっていただくことになっております。こちらのほうにつきましては今の考えを指導者講習会とか実務者会議の中で情報共有しながら、それぞれが与えられた役割を確実にこなしていただけるように今後も継続して話し合いを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[8 番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

8 番 奥村悟さん。

8 番（奥村 悟さん）

ありがとうございます。

最後に1つ、指導者講習会をやられたときに運動部・文化部以外の方が何か参加されたように聞いておりますけれども、現在ある部、運動部・文化部ではなく新たなクラブを立ち上げようとしたときに、指導者や保護者が中心となって行えば地域クラブとして登録できますでしょうか。部活動はスポーツや芸術としていますが、ちょっとそこからはみ出すようなクラブになるかと思うんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

今、町といたしましては今ある部活動が地域クラブ化されることを大前提として進めておるところでございます。とはいいいながら、一方で中学生の子がほかに興味があって参加したいなというものの魅力づくりも必要だというふうには考えております。今議員が想定されてみえます指導者がいて、保護者の方もそこに協力していただけるという体制が整いましたら、みたけスポーツ・文化倶楽部に団体登録していただいて、その後、町のほうに申請をしていただければその審査をさせていただいて適正な団体、活動ができるクラブだということを認めさせていただければ登録していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

[8 番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

8 番 奥村悟さん。

8 番（奥村 悟さん）

ありがとうございます。

一つ、そういったクラブを立ち上げようとしている方がお見えですので、ぜひとも登録できるようにお願いしたいと思います。

最後に、私の話なんですけれども、部活動は運動部にしても文化部にしても、中学生にとって思い出づくりとして大事な時間ではないかというふうに思います。部活動は仲間意識を育て、友達とのきずなができます。

共和中学校は中学生になると伏見小学校と兼山小学校の子供たちが一緒になるわけです。違う学校から上がってきても部活に入ってすぐ仲よくなり、親しくなれております。私たちでも、昔のことを思い出すとき、中学生の頃の部活動の思い出が一番に浮かんできます。今でも、語り合うとき勉強のことよりもむしろ部活動のみんなで励まし合い、競い合った思い出ばかりです。このように、部活動は子供たちの学年を超えた仲間意識を育む一つのツールかなというふうに思います。

休日の活動の受皿として、白川町ではスポーツリンク白川、可児市では可児UNICスポーツクラブが実施主体となっています。このようなところも参考にしながら、御嵩町もみたけスポーツ・文化倶楽部がありますので、運営主体は教育委員会、実施主体はみたけスポーツ・文化倶楽部といった役割分担で行うことが御嵩町の地域クラブの姿と考えます。ハードルが幾つかあるかと思えますけれども、ぜひこのことをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで、奥村悟さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は午後1時といたします。

午後0時09分 休憩

午後1時00分 再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

引き続き一般質問を行います。

2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

よろしく申し上げます。

それでは通告のとおり、広報にインターネット広告を活用する施策についてという質問をさせていただきます。私はこれまでの一般質問の中で何度か町の情報発信、広報について触れてきましたが、今回はこれを深掘りして質問させていただきたいと思います。

町民への情報発信は大切です。広く正確な情報発信がなされてこそ、町民は公平に公共サービスを享受できるからです。町が提供する生活サポートや主催するイベント等の情報をあまね

く届けることができ、こそ子供たちは等しく教育や体験の機会を得られ、子育て世代は子育てのサポートを受けられ、お年寄りには健康維持のサポートを受けられるからです。そして様々な趣味のイベントに参加できるからです。適切な情報発信があってこそ、町民はより健康に楽しく御嵩町での生活を営めるのですから、常に情報発信こそ最優先課題と認識しておくべきほど大切なことであると私は思っています。

ちなみに、「あまねく」という言葉を辞書で調べてみると、漏れなく全てに及んでいるさまという意味だそうです。果たして現在の御嵩町の情報はあまねく届けられているのでしょうか。

現在、町は主に広報紙「ほっとみたけ」と町の公式ホームページ、そしてSNSを用いて情報発信を行っていると思います。「ほっとみたけ」は全戸配付という認識をされている方が多いようですが、自治会に配付を委託されているので実際には自治会加入者のみ、7割以下の世帯にしか配付がされていません。つまり、3割以上の世帯が受け取れていません。あとはコンビニ等に置いてある程度です。SNSを見てみると8月20日現在で、御嵩町のフェイスブックページのフォロワーが853人、Xのフォロワーが1,756人、インスタグラムのフォロワーは843人です。合計すると3,452人ですが、これらはかなりの重複もあるでしょうし、特にXはスパム的なフォロワーも多い媒体ですから実質的な町内のフォロワーは1,000以下だと思います。

次にホームページですが、これはそもそも情報発信媒体とってよいのかが微妙です。ホームページというのは書庫みたいなもので、確かに膨大な情報が存在しますが、検索エンジンなどを使って何かしら調べるといった行動を起こさないと掲載してある情報を見ることができません。つまり、ホームページには実は発信力はないのです。そのイベントの情報はホームページに掲載されていますよということが知られていない限り、どれだけすばらしい情報が掲載されていたとしても誰の目にも触れないわけです。

町内の高名な先生による子供向けのスポーツイベントに参加者が4名しか集まらなかったと聞きました。「ほっとみたけ」には確かにいろいろ載っているようだけど、読みにくいから見ないという声も聞いています。現状、御嵩町の情報発信力はとても低いと評価せざるを得ず、あまねくとは程遠いものです。

ここで、情報発信媒体の2つの型についてお話ししたいと思います。

プル型とプッシュ型の2つです。

プル型は、必要としている人が情報を取りに行くことを前提に掲載しておくもので、主にホームページがこれに当たります。いわゆる閲覧されるのを待つ媒体です。

対して、プッシュ型は不特定多数に無理やり見せるようなイメージです。例えば、SNSの投稿はフォロワーの画面に勝手に表示されるわけですからこれに当たります。テレビCMも視聴者の興味の有無に関わらず表示させるものですからプッシュ型です。プル型と比較すると、

攻めの媒体とも言えるでしょう。「ほっとみたけ」について考えてみると自治会によってポストイングされるものはプッシュ型、コンビニのラックに置いてあるものはプル型になります。同じ媒体でも配付方法によって変わる側面もあります。

さて、このプル型、プッシュ型ですが、これらはどちらのほうがよいとか悪いとかいう考え方はありません。例えば、誰にも知られていない新商品であれば、プッシュ型であるテレビCMをどんどん流して多くの人目に触れさせ、認知してもらうところから始めなければなりません。対して、流行の人気商品なら、わざわざCMを流さなくても、みんなが勝手に検索して買っていくことが考えられるので、プル型のホームページだけあれば十分でしょう。このように適切な型を選んで行うことが非常に大切なのです。

これを今の御嵩町に当てはめて考えてみましょう。

御嵩町のホームページは分かりにくいと評判ではありますが、探せば必要な情報は何とか得られます。つまり、プル型の情報提供はできているとも言えるのかもしれませんが。ただ、町民に知ってもらいたい各種サポートやイベントについて、その存在自体を知られていないことが非常に多くないでしょうか。認知されていないならプッシュ型の情報発信が必須です。それが全くなされていないことで、スポーツイベントに4人しか参加がなかったり、町民向けの説明会に参加している方の顔ぶれがいつも大体一緒だったりするのです。せっかく住民説明会をやるなら、ふだんは町政にそこまで関心がないけれども、たまたま暇だったのでという方にもぜひ参加してほしいものです。可能な限り多くのいろいろな方に参加いただいてこそ、バランスよく町民の声を聞けるわけです。

では、それをどうやって実現していくか。私は御嵩町がプッシュ型のインターネット広告を利用すべきだと考えています。インターネット広告にも様々な種類がありますが、ユーチューブ広告は分かりやすいと思います。ユーチューブ広告は、御嵩町内とか御嵩町役場から半径10キロなど、広告を出稿する物理的な範囲を指定することができます。つまり、御嵩町内にいるユーチューブ視聴者全員に特定の広告を発信することができるのです。

例えば、町民がユーチューブを見ているとき、画面にいきなり町長が出てきて、御嵩町にお住まいのあなた、来月新庁舎建設の説明会を行います。伏見公民館、中公民館、上之郷公民館の3会場で、新庁舎建設の予算、設備、工期等について町が考える方針を説明しますので奮って御参加ください、詳しくはホームページを御覧くださいなどと言ったら思わず詳細を見てしまう方も多いのではないのでしょうか。

ふだんは新庁舎建設に関心を抱いていない方も、画面越しに町長から呼びかけられたら反応せざるを得ないでしょう。これこそが情報発信であり、周知ではないのでしょうか。

よくホームページで周知していきますと聞くことがあります。周知の意味は広く人の間に知

れ渡ることだそうです。ホームページには情報を広める機能はないわけですから、ホームページで周知していきますというのは矛盾した表現ということになります。プッシュ型の媒体を活用し、興味関心のなかった人にも認知してもらってこそ周知なのです。

私はふだん仕事としてインターネット広告のお手伝いもしているのですが、非常に専門性の高い分野なので、基本的には提携している広告代理店に運用してもらっています。今回の一般質問に当たり、その代理店から地方公共団体の広告運用や成果について少し情報ももらいました。クライアントの守秘義務があるとのことで企業名は伏せられましたが、とある地方の電力会社から情報発信力を上げるためにX、旧ツイッターのフォロワーを増やしたいとの依頼を受けたそうです。当初フォロワー数5万人だったところに広告を使って1年間で32万人に増やしたところで、その地域に災害が発生しました。フォロワーを増やしておいたおかげで、被災地域の多くの方に瞬時に情報提供できたことで大変感謝されたそうです。

ここで気になるのが予算ですが、この電力会社の場合、1年間でフォロワーを6倍以上に増やすのに費やした広告費と広告運用代行手数料、合わせて年間180万円だったそうです。180万円は高いと感じるかもしれませんが、180万円かけて32万人のフォロワーをつくれたわけですから、今後は一円もかけなくても、瞬時に無料で32万人にプッシュ型の情報提供ができるわけです。これを考えるとお買い得な投資と言えるのではないのでしょうか。

その他、ある県の警察の交通安全課からイベントの認知アップの広告運用を依頼され、3万円の広告費で150万回表示させたり、実は地方公共団体が使うような用途でのインターネット広告の広告費はかなり安く済むことが多いのです。

人口1万8,000人弱の御嵩町で、広報にユーチューブ広告を使うとなると幾らくらい予算をかけるべきかと聞いてみたところ、正確な見積りではなくイメージの範囲ではありますが、広告費、運用代行手数料、合わせて毎月10万円かからないくらいで十分に反応を得られるのではないかとのことでした。

各種イベントの告知にユーチューブ広告を使うのと同時に、町のフェイスブックやX、インスタグラムのフォロワーを増やす施策をしていけば、電力会社の事例のように災害時の伝達力が格段にアップしますし、フォロワーにはイベント情報も瞬時に無料で提供できるわけですから、その後のイベントに人が集まり盛り上がることも間違いないでしょう。これを考えると町民のためにするべき投資だと考えざるを得ないのです。

では、質問させていただきます。

現在、町は現時点の町の情報発信力についてどのように評価されているのでしょうか。また、SNSのフォロワー数などに目標設定はされているのでしょうか。

次に防災の観点から、町は災害発生時の情報発信手段としてのSNS活用についてどのよう

に考えているでしょうか。

そして、町長にお聞きします。

私は町長が自らユーチューブに顔を出し、町民に語りかけ、イベントや説明会などの参加を促すようなインターネット広告を導入すれば、町民が様々なことを自分事だとして捉えてくれるようになるかと想像しているのですが、町長はこのような施策について、予算、効果、取組自体の面白さ、それぞれどのように考えられるでしょうか。

質問は以上となります。御答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（大沢まり子さん）

企画部長 田中克典さん。

企画部長（田中克典さん）

それでは、1つ目、2つ目の質問についてお答えいたします。

現在、町からの情報発信で使用している公式SNSはフェイスブック、X、インスタグラムのほか、LINEの公式アカウントの計4種類を使用しています。

御嵩町第5次総合計画後期基本計画、これは令和3年度から令和7年度になりますが、地域の魅力を効果的に発信する基本施策の成果指標として、町SNSのフォロワー数を令和元年度の基準値3,020カウントに対し、令和7年度の目標値を4,000カウントと設定しています。総合的に地域の魅力を発信していく取組を通じてより多くの人に、行ってみたい町、住んでみたい町、起業してみたい町と感じてもらえるようイメージ形成を図ることを目指しています。現在令和5年度末の実績フォロワー数は4,706カウントであり、当初の目標は達成できている状況です。

ただし、地域の魅力を効果的に発信するための情報発信力という面では、このようなツールをうまく活用し切れていない部分もあると認識しております。例えば、LINEのフォロワー数は1,000カウントを超えておりますが、プッシュ型のツールにもかかわらず、昨年度に町から発信した投稿は、認知症予防教室や手洗い講習会など地域包括支援センターからの各種講座のお知らせ、警報発令時の注意喚起、避難所情報、大谷選手からのクラブ寄贈のお知らせといったものに限られており、投稿数が少ないという現状がございます。

議員御指摘のとおり、プル型の公式ホームページとプッシュ型の公式SNSのいずれも、そのお知らせしたい目的に応じて適宜適切に選択していくことが望ましいと考えます。プッシュ型のSNSは町が情報を発信する際にターゲット層をピンポイントで選択して、重点的に情報を届けることができる点が大きな魅力です。そのためにもまずは対象となるフォロワー数をさらに増やす取組とフォロワーに対して継続的にお知らせを投稿できる取組の両面から進めていくことが必要です。

今年度新たな取組として、（仮称）みたけファンクラブのプラットフォームとしてウェブサイト等の構築を進めております。運用開始までにはもうしばらく時間をいただきますが、LINEの公式アカウントを活用して構築しています。ファンクラブ会員は町内外を問わない想定ですので、公式アカウントに友だち登録をしていただく際に居住地や生まれた年などの属性情報を設定していただくことで、属性に応じて適切なタイミングで情報をプッシュ発信することが可能になります。

現在、御嵩町第6次総合計画、こちらは令和8年度からは令和17年度までのものになりますが、こちらを現在策定中であり、町のSNSフォロワー数やその他適切な指標があれば、目標値をもって成果指標として掲げたいと考えております。DXの急進やファンクラブの取組なども勘案し、増やした目標値を設定してまいりたいと思います。

議長（大沢まり子さん）

総務部長 各務元規さん。

総務部長（各務元規さん）

それでは、企画部長の答弁に続いて、私からは、災害発生時におけるSNSによる情報発信についてお答えいたします。

町では、災害発生など有事の際に、避難情報など防災情報が全ての町民に行き届くよう、防災行政無線の戸別受信機を全戸に配付するとともに屋外拡声子局を整備してきました。また、防災アプリとして導入した御嵩町防災行政情報は、防災行政無線でお知らせしている行政情報や防災情報をいつでも確認できるとともに、プッシュ通知機能によりリアルタイムで情報の入手が可能となっています。さらには、すぐメールで発信した防災情報を町の公式アカウントを持つSNSでも発信し、住民に知らせるべき情報の伝達手段の多重化を図っていますが、全町民がSNSに登録しているわけではありませんので、今のところ防災行政無線を補完するものとして活用しています。しかし、災害が発生した被災地においてSNSは情報の拡散の効果が高く、情報収集の手段としても有効なツールであります。このことを踏まえ、警報発表時などにおいてもLOGOチャットにより現場の状況把握を行うなどSNSの効果的な活用を検証しています。引き続き、SNSの活用方法を研究していくとともに、誰にでも防災情報が行き届くよう、幅広い方法で情報発信を行ってまいります。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

4つ目の質問についてお答えいたします。

広告媒体には多くの種類があり、発信する情報の内容や対象者によって適した広告方法があ

ると考えます。例えば、地域のニュースやイベント情報を伝える場合には新聞やラジオ、タウン誌など従来の広告媒体への掲載が適していることがあります。これらは特に地域に密着した情報を提供する場合に効果的と言えます。

一方で、ユーチューブは世界中に多くのユーザーが存在しています。一たび話題になると多くの人の注目を集め、特定の投稿が一気に拡散される現象、いわゆるバズることによって認知度の拡大やブランディング効果向上に大きな効果が生まれます。その間に流れているユーチューブ広告は、例えば動画の再生前に流れる広告や動画の途中で挿入される広告などありますが、その種類や課金の形態、単価や掲載方法など多様な相場になっていると聞いております。

ユーチューブ広告の特性を生かして町政への活用を図る上では、日常の業務に関するお知らせというよりは今後予定している多くの方々に向けて発信したい事業、例えば先ほどもありましたみたくファンクラブのプロモーションなど大規模なイベント開催通知やプロモーションには、ユーチューブ広告が効果的であると考えられます。

町内外に広くPRするための広告手段の一つとして、町長自らの顔出しも含め、ユーチューブ広告の可能性を検討し、チャレンジしていくこともぜひ考えていきたいというふうに思っております。以上です。

[2 番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

2 番 広川大介さん。

2 番（広川大介さん）

御答弁ありがとうございます。

あまりに前向きな御答弁で逆に動揺しておりますが、本当に来年度の予算を楽しみにお待ちしておりますということと、あとは私の得意分野でもありますので何かあれば遠慮なく聞いていただきたいと思いますと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（大沢まり子さん）

これで、広川大介さんの一般質問を終わります。

続きまして、1 番 鈴木篤志さん。

1 番（鈴木篤志さん）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問をさせていただきます。

今回、私からは御嵩町の子供たちの健康増進について質問させていただきます。

WHO、世界保健機関が発表した「World Health Statistics2023」世界保健統計2023年版によると日本人の平均寿命は84.3歳で世界第1位とのことです。平均寿命と似たような言葉で

健康寿命がありますが、これらは全く異なります。平均寿命とは生まれてから平均して何歳まで生きるかを示す指標であり、健康寿命とは介護や病気をせずに健康的に生活を送ることができる期間を示す指標です。少子高齢化が進む現代日本では、人生100年時代とも言われており、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっています。

健康寿命を延ばすために、御嵩町では2019年度から2024年度の期間で健康増進計画が策定されています。また、その一環として、御嵩町では介護予防のための筋力トレーニング教室も実施されています。

町内には、みたけ健康館、伏見にこにこ館、御嵩町防災コミュニティセンターの3施設に筋力トレーニング施設がありますが、これらの施設の利用者の多くは50代以上で、若い世代の利用は少ないと聞いています。従来の目的が高齢者の健康増進のための運動器具であることから、若い方にとっては物足りないと感じるのが一因かもしれません。しかし、若い世代の利用が増えれば高齢者との会話が生まれ、コミュニケーションが発生する場にもなるのではないのでしょうか。会話をする機会が増え、コミュニケーションを取ることは、ストレスの軽減、孤独感の緩和、脳の活性化から認知機能の維持・向上といった高齢者にとって心身の健康にもつながります。また、若い世代にも同様の効果に加え、新たな学びや世代間を超えた交流が増えるといったメリットが感じられるようになるのではないのでしょうか。しかし、これらの施設は基本的に高齢者向けの筋力トレーニングを目的としているため、中学生以下の利用ができないと伺っています。今後、中学生の部活動が地域移行される中で子供たちの運動離れが懸念されています。中には活動に参加するだけでなく近隣市町村のクラブチームに所属する子供たちも増えていて、そういった子供たちとは運動経験の差があり、未経験の子供たちが部活やクラブには参加しづらいという保護者の声も聞いています。このままでは子供たちの運動能力が向上せず、運動習慣も身につかないおそれがあります。

一部の部活動では学校が休みの日に保護者同伴であれば子供たちが練習できると定められていますが、毎回都合よく保護者や指導者が見つかるわけではなく、思うように練習ができないとの声もあります。そこで、健康施設で気軽に運動できるようにすることで、先ほど述べたように高齢者と世代間交流を図りながら一緒に運動する機会を提供できれば、より多くの町民の健康増進につながります。

今、子供たちの健康問題として、肥満と運動不足、睡眠不足などの生活習慣の乱れ、精神面、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加など多様な問題が生じています。これらの問題の多くは、運動をきっかけに健康な心と体をつくることで改善できることもあると思います。子供たちが将来大人になり、高齢者になっても運動習慣を持ち続けるためには、子供の頃からその習慣を身につけることが重要ではないのでしょうか。

ここからが私からの質問です。

まず1つ目、健康増進計画の概要と進捗状況、御嵩町の健康増進計画の概要と現在の進捗状況について御説明をお願いします。また、今後の計画や目標とする指標があれば教えてください。

2つ目、子供や高齢者への健康支援、子供や高齢者を対象とした健康増進に向けた町独自の取組や健康を目的とした世代間交流が可能な活動があれば教えてください。

3つ目、町内健康施設の中学生以下の利用、現在町内の3施設では中学生以下の利用が制限されています。今後利用可能とする予定はありますか。また、その際に想定される課題についてもお聞かせください。

よろしくをお願いします。

議長（大沢まり子さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

それでは、いただいた御質問の1つ目、健康増進計画の概要と進捗状況についてお答え申し上げます。

平成21年3月に、糖尿病・高血圧に着目した生活習慣の改善を図るを重点目標とする御嵩町健康増進計画と、望ましい食習慣を身につけ、心も体も健康で豊かな食生活を送るを重点目標とする御嵩町食育推進計画を策定し、健康づくりを推進してまいりました。両計画とも平成21年度から平成30年度の10年間を計画期間としておりましたが、中間年に当たる平成25年度に、健康づくりをめぐる様々な環境の変化や住民の意識の変化に的確に対応するよう、健康と食育に関する意識調査を行うとともに新たな課題について検討し、両計画を一体化した御嵩町健康増進計画・食育推進計画（改訂版）を策定することとなりました。

平成30年度、次期御嵩町健康増進計画・食育推進計画を策定するとともに、心身の健康づくりと深く関連し、策定が義務化された自殺対策計画も併せて一本化いたしました。現計画の期間は議員御案内のとおり、平成31年度から令和6年度となっております。毎年度、評価シートに基づき、重点項目をライフステージ別の取組に細分化、担当部署で進捗状況を評価し、策定委員会にて報告しております。現在は、次期計画の目標や指標について町民の皆様からいただいたアンケートの集計・集約を行い、分析しているところでございます。

改訂作業の進捗状況につきましては現在、現状と課題の整理、現計画の評価・検証を行っており、これらに基づく計画骨子案を策定中でございます。予定としましては、今年9月頃をめどに策定委員会を開催し、12月までに計画案を作成、修正を経た後、年明け1月にパブリックコメントを実施して、年度末には計画策定というふうな流れになります。

2つ目のいただいた御質問、子供や高齢者への健康支援について答弁申し上げます。

いただいた御質問は多岐にわたる内容でして、民生部内でも複数の係が担当して、さらには教育委員会にも及ぶものがございますので、一部は御紹介のみでお示しさせていただきますので、あしからず御了承ください。

保健センターでは、健康増進に向けた町独自の取組として、離乳食教室や男性の料理教室、健康運動教室を開催しております。また、同様に毎週月曜日午後、いきいき健康相談を実施しております。本年度は、上之郷公民館と伏見公民館を会場として出張形式で各1回実施予定でございます。

世代間交流をキーワードとした取組について申し上げます。地域包括支援センターで実施しております認知症サポーター養成講座は、認知症に理解のある地域づくり、健康増進のため、高齢者だけでなく子供も対象に講座・勉強会を実施しました。令和5年度は上之郷小学校、伏見にこここ館、東濃実業高校の3会場で実施しております。

町独自の取組の一つ、御嵩町地域支え合い活動助成金をサロン運営などに交付しております。サロンは高齢者に限らず誰でも参加可能でございます。現時点では再開できていませんが、コロナ以前は高齢者いきがい活動支援センターふらっとハウス、あっと訪夢で保育園や高等学校との交流行事を行ってまいりました。運動、口腔などの介護予防教室は対象者を65歳以上に限定しておりますが、今後、本格的に重層的支援体制整備が確立された場合は年齢を問わない事業展開が可能になることが期待できます。

そのほか、みたけスポーツ・文化倶楽部が実施している教室は御存じのとおりたくさんのメニューが用意されておりますし、ぽっぽかんでは、サロンを通して子供や子育て中の親御さんたちとの触れ合いを求める活動をされております。健康増進、世代間交流をひもづけるとするならば今回の御質問とは若干趣旨が外れるかもしれませんが、町内外、老若男女を対象としたイベント「中山道往来」も有用なものかと考えております。

最後、3つ目の御質問、町内健康施設の中学生以下の利用について答弁申し上げます。

議員御指摘の当該3施設に設置されております筋力トレーニング施設の利用については、御嵩町筋力トレーニング事業実施要綱に、中学生はこの事業の対象としないと規定されております。

今回の御質問を通して調査いたしました、自治体が運営する筋力トレーニング教室、民間のトレーニングジムの対象者はほとんどが15歳以上、高校生以上としているのが現状でございます。中学生利用の拡充策として、想定されることやそれに対するハードル、課題点などを列挙したいと思います。現在、筋力トレーニングマシンの設置してある当該3施設は、御承知のとおり指定管理や業務委託をしております。そのため、受託者であるみたけスポーツ・文化倶

楽部との協議が必要となってまいります。また、行政内部のことではありますが、青少年の健康増進を所管する教育委員会との協議も必要かと考えております。具体的には、これからお示しします利用時間、マシンの機能性、専門家やトレーナー配置などが課題となります。施設の利用使用状況は、平日日中は高齢者筋トレが主に使用しております。一般の方の筋トレは、平日夜間の18時から21時と土・日の日中9時から正午、13時から16時が主な利用時間となります。

中学生が利用される場合、事故やけが、器具の破損があった場合の責任や夜間利用時の問題があるため保護者の同伴が必要ではないだろうかと考えております。当該3施設の筋トレマシンは全て高齢者のパワーリハビリ用となっており、一般的な筋トレマシンと異なるため、一般筋トレ利用者からはウェイトが軽い、物足りないといった意見があるのも現状でございます。

ネット上では中学生の筋トレを否定することが意外に少なく、予想以上に推奨するページが多くありました。ただ、その中で共通しているのは、成長期には適切で適度なトレーニングが必要であり、それには解剖学、運動生理学、栄養学など幅広い知識を有した専門家やトレーナーの配置は欠かせないという印象を受けております。議員御指摘の中学生の利用拡充に関しては、指定管理者ほか関係機関との協議、町内での需要・要望、筋トレマシンの性能の再検証、専門家などのマンパワーの確保と多様な課題があり、その実現には現時点では困難ではないかと考察しております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

1番 鈴木篤志さん。

1番（鈴木篤志さん）

御回答ありがとうございます。

もう少し詳しく聞きたい部分がありますので、今の3つの質問の回答に対して再質問をさせていただきます。

まず1つ目の再質問です。

御嵩町の健康増進計画の概要や進捗状況はかなり理解できましたが、目標とする指標、国や県が策定している上位計画との整合性などはどうなっているのか教えてください。また、御嵩町健康増進計画・食育推進計画、あと自殺対策計画策定委員会とかはどのような方々で構成されていて、またその選定基準は国や県からのガイドラインのようなものがあるのでしょうか。

2つ目の再質問です。

お答えいただいた世代間交流の中に認知症サポーター養成講座がありましたが、実績はどうなっていますでしょうか。また、具体的にどのような活動をされていて、今後の目標指標など

があれば教えてください。

3つ目の再質問です。

中学生の筋トレ利用、拡充は現時点では難しいという御回答でしたが、現在のところ一般向けの筋トレも高齢者向けの筋トレも保険長寿課が担当されています。保険長寿課が高齢者福祉を担当していることから、一般的な筋力トレーニングを推進するのは少し違和感を覚えます。今後、一般の方を対象とした本格的な筋力トレーニング教室を開催となった場合は行政としてどう取り組むべきか、御見解をお願いします。

議長（大沢まり子さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

いただきました再質問3つについて、順を追って御答弁させていただきます。

まず、健康増進計画につきまして、上位計画から順次申し上げてまいります。

厚生労働省、国、第五次国民健康づくり健康日本21（第三次）、そして岐阜県の第4次ヘルスプランぎふ21、第4次岐阜県食育推進基本計画、第4期岐阜県自殺総合対策行動計画となっております。これらを踏まえまして整合性を図りながら計画づくりを進めております。

目標とする指標は計画の中で盛り込んでいきますが、まずもっては町民の健診結果や各統計データなどから町民の疾病、罹患状況等の傾向を踏まえ、目標値を今後定めていきたいと思っております。

策定委員会につきましては、当該計画の策定及び推進に関することを目的として、任期2年、10名で委員を構成しております。議員御指摘の選定基準のガイドラインというものは、具体的なお示しは国・県からはございませんが、健康や食育等の専門的な幅広い見地をお持ちの方から御意見をいただけるよう選考しております。具体的には可児医師会、歯科医師会、小・中学校長会長、農家生活改善グループの方々となっております。

続いて、2点目の認知症サポーター養成講座でございますが、こちらにつきましては、社会福祉協議会のほうへ業務委託を実施しております。町の高齢化率の現状や認知症はどういったものか、認知症症状を示す寸劇、対応のポイント、診断や治療、介護者の気持ちやメッセージカードの作成などお互いに交流や情報共有を行い、認知症の理解を深めてもらう講座となっております。平成21年度から令和5年度末までの延べ1,490人、これは人口の約8.5%に相当いたしますが、その方々が養成講座を受講しております。コロナ禍を除き、おおむね毎年100人程度の方が受講していらっしゃいます。目標数値、求める指標ですけれども、第5次総合計画及び第2期「みたけ創生!!総合戦略」では令和7年度に人口の10%を目標としております。

最後に3点目の御質問なんですが、保険長寿課で違和感があるということなんですけれども、

組織の機構上で、事務分掌の問題ですので私からの答弁でいいのか若干迷いもありますが、答弁させていただきます。

筋トレ教室担当部署となった経緯を含めて説明をさせていただきます。

筋力トレーニングにより高齢者の運動能力の向上ということで、筋トレ教室は高齢者介護予防を目的として、平成22年にみたけ健康館で開設され、その後伏見にこここ館、防災コミュニティセンターで開設されました。筋力トレーニングマシンを導入した際に、対象を高齢者のみでなく広く一般の方にも利用できるようにということで、高齢福祉担当である保険長寿課が所管いたしました。そういった経緯はあるものの、業務として若干ねじれがあるのかなという感には正直否めません。将来、新たなマシンで本格的な筋力トレーニング教室、スポーツ振興、健康増進対策ということにしておく組織内の事務分掌の検討は必要かなというふうに考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

1番 鈴木篤志さん。

1番（鈴木篤志さん）

御回答をありがとうございました。

様々な世代で多彩な健康へのニーズがありますが、先日議会フリースピーチで、子供と大人と一緒に遊ぶ場所、身体を動かすことと同時に世代間の交流も生まれるアスレチックや公園が欲しいという話がありました。幼少期の遊びを通じて体を動かすことは大切で、その後スポーツに触れ合うことの大切さを学ぶことにもつながり、心身ともに健康に成長していくと思います。また、町長が進める子供たちとアスリートとの交流など、身近に感じることからとてもよい刺激を与え、若いうちに生涯運動をする健康習慣にもつながることだと思います。

今年フランス・パリオリンピック、パラリンピックが開催され、メダル獲得の有無を問わず、多くの日本代表選手が見る者を魅了し、多くの感動を届けてくれました。スポーツは健康な体と心を育むことにつながるのはもちろんのことではありますが、また、住民や地域間の交流活性化にもつながり、まちづくりの大きな力にもなります。世代問わず、全ての御嵩町に関わる人々が健康でいるためにも、ぜひよりよい計画をこれからも進めていただければと思います。

まだまだ暑い日が続いていますが、これから秋に向かって運動会とか町内各所で行事が予定されておりますので健康には気をつけて、今後もより一層町民の皆さんの元気、活気を身近で感じられる御嵩町になるように願って、私からの一般質問を終わりたいと思います。どうもあ

ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで、鈴木篤志さんの一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（大沢まり子さん）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日 9月12日午前9時より開会します。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 1 時46分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 まり子

署 名 議 員 可 児 さとみ

署 名 議 員 鈴 木 秀 和

